

平成24年第3回太良町議会（定例会第3回）会議録（第2日）						
招集年月日	平成24年9月7日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成24年9月11日 9時30分			議長	末次利男
	散会	平成24年9月11日 14時15分			議長	末次利男
応（不応） 招議員及び	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
出席並びに 欠席議員	1番	田川 浩	出	7番	牟田 則雄	出
	2番	江口 孝二	出	8番	川下 武則	出
	3番	所賀 廣	出	9番	見陣 泰幸	出
出席11名	4番	末次 利男	出	10番	久保 繁幸	出
欠席0名	5番	欠員		11番	坂口 久信	出
欠員1名	6番	平古場 公子	出	12番	下平 力人	出
会議録署名議員	9番	見陣 泰幸	10番	久保 繁幸	11番	坂口 久信
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 岡 靖 則		(書記) 針 長 俊 英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	岩 島 正 昭	環境水道課長		土 井 秀 文	
	副 町 長	永 淵 孝 幸	農林水産課長		新 宮 善 一 郎	
	教 育 長	陣 内 碩 泰	税 務 課 長		藤 木 修	
	総 務 課 長	毎 原 哲 也	建 設 課 長		川 崎 義 秋	
	企 画 商 工 課 長	松 本 太	会 計 管 理 者		高 田 由 夫	
	財 政 課 長	大 串 君 義	学 校 教 育 課 長		野 口 士 郎	
	町 民 福 祉 課 長	桑 原 達 彦	太 良 病 院 事 務 長		井 田 光 寛	
	健 康 増 進 課 長	田 中 久 秋				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成24年9月11日（火）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

平成24年太良町議会9月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	3番 所 賀 廣	1. 非常災害時の防災対策について 安心、安全な町づくりを見据えて、想定外の事態を考えに入れた対策マニュアル、マップの充実、整備はどうなっているのか。	町 長
		2. 多良中学校の校門と周辺整備は 体育館の建設工事が進む中、学校の1つの象徴ともいえる校門の形態が大切だと思うが、今後どう考えていくのか。	町 長
		3. 護岸道路の管理について 町内にいくつかの護岸道路が存在すると思うが、この道路の管理はどうなっているのか。	町 長
2	1番 田 川 浩	1. 環境問題について (1) ごみ減量化と3R運動の促進と現状について。 (2) 西部広域環境組合での新たなごみ処理施設建設の進捗状況について。 (3) 北部九州豪雨で流出した有明海漂流ごみの回収について。 (4) 家庭用合併処理浄化槽の現在の状況と今後の普及について。	町 長
3	7番 牟 田 則 雄	1. 太良町財務規則について (1) 地方自治法施行令第167条の5と同条の4第2項の文言は。 (2) 一般競争入札は、どのような資格と手続きが必要か。	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
3	7番 牟田 則雄	2. 沿岸漁業振興事業について (1) 蓄養試験場建設事業について、昨年度事業名称が変わったのはなぜか。 (2) 手続き的には問題なかったのか。 ▫	町 長
		3. 浄化槽管理事業について 町営野球場の契約手続きについて。 ▫	町 長
4	9番 見 陣 泰 幸	1. 産業振興について (1) 異業種交流会の進捗状況は。 ① 第一次産業、第二次産業、第三次産業各産業からの意見として、どのような意見が出ているのか。 ② 行政としての考え方、意見等はあるのか。 (2) 第4選果場跡地利用について。 ① 各団体等から要望が出たと思うが、利用についての意見、要望は出ているのか。 ② 跡地利用については、どのような考え方で進めようと思っているのか。 (3) 道の駅太良の整備と利用状況は。 (4) 観光案内所の利用状況は。 ▫	町 長
5	12番 下 平 力 人	1. 町道の進捗状況並びに安全性について 車利用の増によって、道路整備も着実に成果が表れている。これも先人たちをはじめとして、現在係わっておられる皆様方のお陰であり、改めて敬意を表し、感謝を申し上げます。そこで、町道（特に山間部）について、以下の3点を問う。 (1) 離合場所の設置は十分か。 (2) 通行に対しての安全性はどうか。	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
5	12番 下平力人	(3) 未改良箇所についての考えはどうか。	町長
		2. 児童、生徒のいじめ対策と認識について 2011年度の県内のいじめ認知は、公立小・中学校、特別支援学校が把握した分で55件、前年度に対して7件（14.6%）増となっている。町内関係校でいじめについては発生していないと思うが、いじめ対策、予防策はどうなっているか。 ・ ・	教育長

午前9時30分 開議

○議長（末次利男君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表どおり進めます。

日程第1 一般質問

○議長（末次利男君）

日程第1. 一般質問に入ります。

今回の一般質問通告者は5名であります。通告に従い、順次質問を許可します。

1番通告者所賀君、質問を許可します。

○3番（所賀 廣君）

議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき3点の質問をいたしたいと思います。

まず1点目、非常災害時の防災対策について。

安全・安心な町づくりを見据えて、想定外の事態を考えに入れた対策マニュアル、また対策マップの充実、整備の面はどうなっているのか、質問いたします。

○町長（岩島正昭君）

所賀議員の御質問の1点目、非常災害時の防災対策についてお答えいたします。

まず、想定外の事態を考えに入れた対策マニュアルはどうなっているのかという件でございますけれども、太良町地域防災計画というものがございまして、この計画は、災害対策基本法という法律に基づき策定しなければならないもので、国の防災基本計画、佐賀県の地域防災計画と連動して、国及び県の計画が変更された場合においては、直ちに町の地域防災計画も変更するということになっております。

昨年発生した東日本大震災を教訓に、国の防災基本計画が見直されましたが、それに伴い、太良町地域防災計画も見直しを行ったところでございます。

次に、マップの充実、整備はどうなっているのかという件についてでございますが、いわゆるハザードマップについての御質問と思います。

これにつきましては、各家庭に配布するよう準備をしておりましたが、本年度、佐賀県が県内の土砂災害危険地区と高潮危険地区の再調査を実施するというものでありますので、その結果をハザードマップに反映させた後に、各家庭に配布したいと考えております。

このハザードマップには、太良町内の土石流氾濫区域、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、避難所一覧表など、さまざまな災害に関する情報が盛り込まれておりますので、町民の方々の災害対応に大いに役立つものと考えております。

以上でございます。

### ○3番（所賀 廣君）

この災害というのは、いろんな事態が考えられると思います。その津波に対する対策として報道でなさいますが、津波何メートルの高さというふうな報道がされたような場合、その高さ高さに応じた具体的な対策といたしますか、その点についてのお考えはどうなっていますか。

### ○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

先ほど町長が申しあげました太良町地域防災計画のほかに太良町の津波避難計画というのがございます。その避難計画の中には避難場所を載せておりますけれども、その地域防災計画の中で地震の想定というのをしてあるんですけど、大体7.1マグニチュード、それぐらいが起こったときに、津波のどれぐらいのの有明海で起こるかという想定をしてあるわけですが、大体7.1程度が起こったときに津波高を平均0.7メートル、いわゆる70センチの津波か起こると想定をされておるわけです。

それで、ある意味それよりも大きい津波が起こった場合は、もう少し高くなるという想定もできるわけですが、一応計画の中では7.1ぐらいの震度が起こったときは0.7メートルの津波が起こるであろうということですので、その避難所を3カ所、こちらのほうであらかじめそこに逃げてくださいというようなことで、避難をしてくださいということで、多良小・中体育館と大浦小体育館と町民体育センターと、この3カ所を指定しておるわけです。

でも、津波の場合は、津波が来るといふ伝達が来た場合は、とにかく高台を目指して逃げると。それが一番最良の逃げ方だということで、とにかく高いところを目指して逃げてくださいということが一番の助かる方法ということになると思います。

以上でございます。

### ○3番（所賀 廣君）

有明海の西側に位置する太良町では、過去大きな地震というのはほとんどないと思いますが、観測された以前の地震を見てみますと、大体マグニチュード3.7がことしの7月に観測されているようです。ほとんど東側の熊本県側で起きていますが、これは海底地震とは違いますけど、約220年前、寛政4年に起きた島原大變肥後迷惑というふうな、これは火山性の地震ではあったわけですが、そのときの記録では島原で57メートルとか、それが正確かどうかわかりませんが、二十何メートルから五十何メートルぐらいの高さであったという記録が残っているようです。

これは想定外であったと思いますけど、これから先、海底地震じゃなくてこの火山性の地震、土砂が流れ込んでの津波というふうなのが想定されるわけですが、その辺を踏まえたところのなかなか難しい問題とは思いますが、考えられていますか。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

さっきおっしゃった五十何メートルという津波の件については、島原の眉山が崩壊して有明海になだれ込んで、そのときになだれ込んだ勢いで津波が発生して、そういう大きな津波が起きたということでございます。それは何百年か前の話でございます、なかなか起こりにくい想定でございます。現在のところの計画については、そこまで想定した計画はされておられません。

以上でございます。

**○3番（所賀 廣君）**

この津波というのは、そのときの海水面の高さによって変わってくると思いますけど、一番もとになるというのが海拔の高さだと思います。この海拔の高さをある程度記したものといえますか、書類といえますか、この保管といえますか、何か書類はありますか。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

図面上では等高線とか引いてある図面で、大体ここら辺が何メートルというのはわかると思いますけれども、実際に皆さんがおわかりになるような形での、ここは大体どれぐらいですよというようなものは、現在のところ別にございません。

**○3番（所賀 廣君）**

この津波の高さ予報ですね、海水面を予測するのは難しい問題と思うわけですが、この海拔の高さを表示することで、その時間の海水面、有明海もどこでもいいですけど、その時間の海水面というのは潮汐表を見れば、きょうの海水面の位置とかははっきりわかるわけですし、例えば、庁舎の周辺でもどこでもいいですので、見えやすいところに一つの大きなモニユメント的なものをつくって、そこに海拔何メートルですよというふうな表示板、これはあってもいいかなというふうに思うわけですが、その点についてはどうお考えになりますか。

○総務課長（毎原哲也君）

そのモニュメント的なものということでございますけれども、これはちょっと上司のほうと相談をしながら考えてみたいと思います。

○3番（所賀 廣君）

東京湾の平均海面を基準として、全国に示されている水準点というのがあります。これは例えば、JAの前のところの一等水準点、ここは4.4メートルというふうに書かれていますけど、この高さはある意味、当てになる高さの表示ではないと私は考えます。東京永田町の国会前の庭園に日本水準原点というのがありまして、ここには24.414メートルというふうに示されておりますので、例えば、太良町からいけば、約20メートルぐらい高い位置にその水準点はあるのかなというふうに思いますが、この水準点というのも、多分JAの前が4.4メートルですので、あそこのセブンさんの裏のところにある水準点が4.2というふうに記されていますから、20センチぐらいの差がありますので、この庁舎は4.3ぐらいかなというふうに考えるわけですけど、もし海拔表示板、そういった大きなのができるとすれば、親切心でこの水準点、ここは幾らですよというふうな表記もやっていいと思いますけど、どう考えますか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

その点も含めて、ちょっと上司のほうと一応相談はしてみたいというふうに思います。

○町長（岩島正昭君）

その件については私のほうから御説明をしたいと思いますけれども、これは議員御指摘のとおり、東京湾の中等潮位が海拔ゼロメートルです。これは各地区にずっと引っ張ってきておるわけでございますけれども、今、JAの事務所がございますね、あそこは旧庁舎がございましたけれども、あそこの玄関付近にあったんですよ。だから、こういうふうな防災等々が頻繁になればこの庁舎周辺にもですね、あれは地理院の海拔に入っておりますから、それから引き出して、庁舎の周辺に一点なりともそういうふうな標高を明示する必要もあるなというふうに思っております。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

このマップ、マニュアルですけど、先ほど町長からちょっと言われたように、確かに津波計画というのが示されております。平成22年4月の津波計画、これが一番新しいものというふうに思います。

先ほどの課長の説明でしたか、ありましたけど、ここの6ページに避難場所一覧名称ということで言われたように、多良小・中体育館、大浦小体育館、町民体育センターというふうなのが記されておりますが、4年前のこれ書類ですので、県の防災計画あたりが発表された

ときにということで再度つくり直し、マップのつくり直しというふうになると町長が答えられました。この辺はもう少し改善すべきところがあると思いますし、そのマップをつくるときにはごみごみした感じじゃなくて、町民の皆さんが見たときにわかりやすいマップにしていきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

一応つくり上げたマップをここに持ってきておるんですけど、大きさがこれぐらいなんです。ここに主なですね、先ほど申し上げた多良小・中体育館とか、そういうのをここにありますがということを入れておるんですけど。こっちのほうにはいろいろ、例えば、土石流危険渓流域とか、いろんな危険箇所等を載せております。裏のほうには津波災害が起こった場合にどう対応したらいいとか、その方法とかいろいろ、NTTの災害用伝言ダイヤルのかけ方とか、さまざまな災害に住民が対応するための情報を載せております。ある程度大きな、余裕があるというようなことで今おっしゃいましたけれども、これを見ていただいたら大体どこら辺にそれがあるんだというのはわかるんじゃないかなというふうに考えます。

以上です。

**○3番（所賀 廣君）**

いずれにいたしましても、先ほど申しました海拔の表示、水準点の表示、あるいは、このマップは恐らくもうちょっと見直されるんじゃないかというふうに思いますので、よりよいマップの制作に期待したいと思います。

それじゃ、2点目に入ります。

多良中学校の校門とその周辺の整備はということで質問いたしたいと思いますが、現在、多良中体育館の建設工事、今、解体工事がほぼ完了に向けてという形になっていると思いますが、学校の一つの象徴と私も考えますが、校門、この形態というのは非常に大切だというふうに考えます。今後、その辺の校門を含めて、その整備をどういうふうに考えていかれるのか、お尋ねしたいと思います。

**○町長（岩島正昭君）**

次に2点目の、多良中学校の校門と周辺整備についてでございますが、先般、議会の建設経済常任委員会などで現地視察や確認をされ、多良小・中学校周辺整備についての要望をいただいたところでございます。その中の一つに、中学校にふさわしい校門設置の要望をいただいたところでございます。

中学校の校門設置につきましては、小・中学校共同の校門設置に向け、関係者の方の意見や要望等を聞きながら対応していきたいというふうに思っているところでございます。

また、周辺整備につきましては、多良小・中学校との調整や協議が前提となりますけれども、小学生と中学生が多良中学校のプールを共同で利用できるようになれば、小学校のプー



ルを解体し、運動場として整備したいというふうに考えておるところでございます。

また、それと同時に周辺地域の排水、水害対策や通学路の拡幅等についても整備を行いたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○3番（所賀 廣君）**

今、町長の説明の中にトイレ、プールの話が出ましたが、そのプールのことでちょっとお尋ねしたいと思えますけど、現在の小学校のプールの進捗といいますか、利用状況といいますか、その辺についてはどのようになっていますか。

**○学校教育課長（野口士郎君）**

お答えいたします。

現在のプールの進捗といいますか、利用状況でございますけど、6月の第1週、10日前後ぐらいにプール開きというようなことで、最終が夏休み入ってすぐごろに水泳大会がっておりますので、それまでの約6週間前後ぐらいで利用がなされている状況です。

また、1週間につきましては、各学年、週3回のプールの授業が行われているような状況でございます。

以上です。

**○3番（所賀 廣君）**

この多良小学校のプール使用状況ですね、多良小全体で延べ人数として、平成22年が981名、23年が974名、24年、ことしですね、943名ということで少しずつ、これは生徒数の減少によるものでやむを得ないことと思えますが、このプールそのものの存在、例えば、佐賀県内の小学校を見たときに、このプールというのはどの学校にもあるということでしょうか。

**○学校教育課長（野口士郎君）**

県内の状況につきましては、県内にはほとんどの学校にあるというような状況でございます。

**○3番（所賀 廣君）**

このプールですね、例えば、学校教育法で学校には必ずプールがなければならないというふうになっているのか、あるいは指導要領等でプールは置きなさいというふうになっているのか、どうですか。

**○教育長（陣内碩泰君）**

お答えをいたします。

プールの設置につきましては、必置ということではございませんけれども、設置することが望ましいというようなことでございますので。しかし、全国的に見ますと、プールのない学校というのは幾らもあるわけございまして、その場合には、それに代替するような方法で水泳の指導を行っているというような状況でございます。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

先日、学校の先生と話をしたわけですが、確かに、あらなければならない云々というのはないでしょうということですね。あることによって非常に助かっているという、むしろそちらのほうが大きかったような気がします。壊す前提で話をしているわけじゃございませんという中で、やっぱりあってもろうたがよかねということですね。

低学年については、例えば、温水プール使用、高学年については多良中学校のプール使用というふうな状況も考えられますねというふうな話をする中で、45分の授業時間の中で移動時間がどうしても削られてしまうので、時間的にプールの中にいる時間というのが短くなるために、もったいないような気がしますというふうなお話をいただきました。

小学校の学習指導要領解説の中で体育編というのがありまして、水泳については1、2年生が「水遊び」という表現、3年生、4年生が「浮く・泳ぐ運動」という表現、5年生、6年生になって「水泳」という項目を設けて、こういった指導をなさいというふうに書いてあります。

このプールを学校側としては確かに壊してほしくないという意見が圧倒的だというふうに思いますが、この辺は、プールに関しては学校側の十分な意見をもちろん取り入れる必要があろうし、あるいは経済建設常任委員会のほうとも話をすり合わせながらやっていく必要があると思いますが、その辺のすり合わせを、じゃ具体的にこのようにやっていこうかというふうな計画はありますか。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えいたします。

今、スケジュール的にどんなふうにしようという具体的な案は持ちませんが、当然のことながら学校等の意見等も十分聴取して、調整をしていくべきだろうというふうに思っております。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

プールとは別の角度ですが、トイレがございます。今度の道路ができるときに、ひさしのところの一部分だけすぼっとカットして車が通りやすいような形になさっておりますが、聞いてみますとトイレは使っていないということですね。プールを使用して体が冷えたために、じゃちょっとトイレに行こうかというふうな、そういった現象が起きていないということ、常に鍵がかけられているということで、恐らく水泳授業、プール授業でトイレを使った覚えはないということですね。

じゃあのトイレはいつ使いますかというふうな質問をしたら、多分体育祭か何かのときに使いよつとやなかですかねとか曖昧な返事をして、今のところ、あのトイレに関しての

使用状況というのが見受けられませんが、この校門の整備とあわせてトイレの撤去というの  
は必要じゃないかなというふうに考えますが、その点はどう考えますか。

**○教育長（陣内碩泰君）**

お答えいたします。

先ほども町長のほうから答えていただいたように、周辺の整備と一体的に考えていかなければいけないと思いますので、その折にトイレの撤去をすべきかどうか、そういう問題もあわせて考えていかなくちやいけないだろうというふうに思っております。

以上です。

**○3番（所賀 廣君）**

これはこの質問の中に入れるかどうかちょっと迷ったような経緯がありますけど、今の多良中学校の校門の前にあったイチョウの木を含めて3本、大きな木が切られたわけですけど、多分、嫁川沿いに根は行っていると思います。この根腐れ等も当然考えられるわけですし、時間雨量にして50ミリとか100ミリとか降った場合は相当の水が流れてくる、根腐れによって石垣、護岸、その辺が崩れるというふうな心配があるわけですけど、この辺は土木事務所とも相談をしながら考えていく必要があるというふうに思いますが、建設関係のような感じがしますが、校門整備という観点からお考えを聞きたいと思います。

**○建設課長（川崎義秋君）**

お答えします。

工事用道路でイチョウの木を切ったところの護岸についてですけど、今のブロック積みは練り積みブロックでありますので、根腐れ等で護岸のブロック積みに影響が出るというようなことはないと考えております。

**○3番（所賀 廣君）**

影響がないと考えておりますということですが、ある意味、災害の分野にも入るかもわかりませんが、いつ土石流が起こるかかわからん、何が流れてくるかわからんというふうな状況ですので、水だけじゃない現象も当然出てくると思うわけですね。ですから、その辺は十分考えて、今後やっていっていただきたいというふうに考えます。

じゃ、3点目の質問に入りたいと思います。

護岸道路の管理についてということですが、これは有明海沿岸の護岸敷ですね、こういったのが町内に幾つか存在すると思いますが、その道路の管理という面についてはどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

**○町長（岩島正昭君）**

3点目の、護岸道路の管理についてお答えをいたします。

海岸にある護岸につきましては、海岸の種類によって管理者が異なります。漁港区域内の海岸にある護岸敷の道路は、漁港施設であるため、町が管理をいたしております。その他の

農地海岸、港湾海岸等の区域内の護岸敷の道路は、県が管理をいたしておるところでございます。

以上です。

**○3番（所賀 廣君）**

国道207沿い以外の護岸道路の管理ですね。例えば、太良球場から油津に至る、海中道路のところまでに至る護岸道路ですけど、以前、医師住宅の6棟ができるときに、その道路との境界がちょっと問題になった経緯がありますけど、そのときに、ここは国の道路といたしますか、国の土地ですよというふうな話を聞いた覚えがありますけど、この管理者ですね、果たして国なのか、県なのか。その所有者と、それから、その道路が破損したときは、じゃ修復の責任をだれが負うのか、お尋ねしたいと思います。

**○建設課長（川崎義秋君）**

お答えします。

油津の今、議員御指摘の場所については、多良漁港の漁港区域内に入っております。漁港区域内の護岸ということで、漁港の施設でありますので町が管理をしております。補修等も、このため町が行うことになると思います。

**○3番（所賀 廣君）**

それと、207号沿いの伊福の部分ですが、この伊福のパラペットの上に、あれ多分60センチか65センチのかさ上げだと思いますが、それとちょうど庁舎を中心としたところの庁舎の周辺、これは多分、見た目では30センチぐらいじゃないかなというふうに思いますが、大字多良を見てみますと、この2カ所がかさ上げをされているというふうに思います。それ以外の場所についてのかさ上げといたしますか、ある意味、津波とか大潮とかを想定したかさ上げだと思いますが、今後の計画はどうなっていますか。

**○建設課長（川崎義秋君）**

お答えします。

伊福地区のかさ上げについては県のほうで、海岸保全事業で平成21年度から25年度までということで、伊福、江岡のところについて行っておりますが、それ以後は、町の管理する護岸については今のところ計画はありません。また、県が管理している護岸についても、かさ上げの計画があるというようなことは聞いておりません。

**○3番（所賀 廣君）**

誰も通ってわかりますけど、伊福はあれだけ上がったおかげで、逆にデメリットじゃないですけど、車で通りよってでん全然見えん、景観の悪うなったというふうな話を聞きます。もし今後、そういった予定が入ったときには、その辺の景観等も、住民の方たちの話も聞く必要が幾つかあるのではないかなというふうに考えます。

それと、この207号のかさ上げがもしあるとした場合ですが、今の有明海沿岸道路ですね、

この予定がどうなるのか、その進捗に合わせた整備というふうになると思いますが、今の有明海沿岸道路が今後、計画路線として果たしてのって行くのかどうなのか、その辺の進捗を町長にお伺いしたいと思います。

#### ○町長（岩島正昭君）

有明海の沿岸道路の進捗ということでございますけれども、これはもうかれこれ10年以上、こういうふうな要望活動を行っておりますけど、なかなか国のほうが候補路線に上げないということで、再三協議をいたしましたけれども、今後は何か方法を変えてもう少し、各自自治体の期成会等々が行っても一つも前進しないということで、両県のトップ、いわゆる長崎県知事と佐賀県知事の連名で要望書を出したらどうかというふうなことも今、協議中でございます。だから、両県のトップが出ればもう少し事態が変わるんじゃないかというふうに思っております。

それともう1つ、堤防のかさ上げでございますけれども、これは議員御承知のとおり、地球温暖化で有明海の水位が上がっているんですよ、40から50。鹿島のほうになりますと、もっと低いものだから、この辺が60ぐらいですけど、向こうは1メートルぐらい上げにやいけんというふうなことで、海岸線を全体的にかさ上げとなれば莫大な金が要するということが、いわゆる消波ブロックとかなんとか施工したついでに、一緒にかさ上げまでいこうというふうな県の計画でございます。

しおさい館の裏もそうですけれども、高潮対策で事業を起こしたのだから、それに併設してかさ上げをしたと、補助対象ですね。だから、あと建設課長に指示をしているのは、かさ上げだけの補助対象があるかどうか、それを調べて国、県に協議をしてみろというふうな指示をいたしておるところでございます。

とにかく段階的にやっていかんことには、町はかさ上げは漁港区域だけですけれども、海岸線とか、あるいは河川、いわゆる多良川、糸岐川の河川、その下流部分についても県がかさ上げせにやいかんということで、これは莫大な金が要ということですね。県等も防災対策で財政的にいろいろ苦慮しているというふうな状況でございます。

以上です。

#### ○3番（所賀 廣君）

この有明海沿岸道路の計画がはっきりしないおかげといいますか、太良町でも例えば陣ノ内地区あたりの道路の整備、あるいは歩道が欲しいというふうな整備、要望とか、オレンジ海道があるがために、向こうを通ればよかたいね、もう国道207号沿いはちょっと二の次みたいに考えられがちなような気がいたします。

この沿岸道路がはっきりしないと、なかなか前に進めない太良町の部分がいっぱいあると思いますので、町長に頑張っていただいて、その辺をはっきりさせるよう努力をしていただきたいというふうな要望をいたしまして、質問を終わります。

○議長（末次利男君）

2番通告者田川君、質問を許可します。

○1番（田川 浩君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問いたします。

今回は環境問題について質問いたします。

1点目は、ごみ減量化と3R運動の促進と現状について。

2点目は、佐賀県西部広域環境組合で伊万里地区に予定されている新たなごみ処理施設建設の進捗状況について。

3点目は、ことし7月の北部九州豪雨で流出した漂流ごみの回収について。

4点目は、家庭用合併処理浄化槽の現在の状況と今後の普及についてです。

以上、質問いたします。

○町長（岩島正昭君）

田川議員の環境問題についてお答えいたします。

まず1番目の、ごみ減量化と3R運動の促進と現状についてでございますが、3Rのうち、1番目のリデュース、いわゆるごみの発生抑制につきましては、平成22年度の1日1人当たり排出量は、佐賀県平均で860グラムに対し太良町は561グラムと、県平均を大きく下回っておるところでございます。これは県内20市町村でも一番少ない排出量となっておりますので、現状を維持できるよう今後も排出抑制に努めてまいります。

2番目のリユース、いわゆる再使用の関係でございますが、現在のところ太良町においては、町主催の不用品のバザー等を行っておりません。これにつきましては現在、佐賀県西部広域環境組合で建設を計画しておりますごみ処理施設について、不良品を他のほうに使っていただけるような施設も計画されておりますので、太良町におきましてもこの施設の有効活用等を通じ、再使用の取り組みを推進していきたいと考えております。

3番目のリサイクル、いわゆるごみの再資源化であります。金属類、瓶類、ペットボトル、プラスチック類、紙類の資源物専用のごみ袋により分別収集を徹底し、太良町リサイクルセンターにおいて、ごみの分別、圧縮等を行い、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会等に引き渡すことにより、ごみの再資源化に努めております。今後もより一層、ごみの再資源化が推進できるよう努めてまいるところでございます。

次に2番目の、西部広域環境組合での新たなごみ処理施設建設の進捗状況についてお答えいたします。

伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町の4市5町で構成する佐賀県西部広域環境組合において、伊万里市の松浦町に新ごみ処理施設を建設するよう現在計画を進めてあります。

現在の進捗状況といたしましては、処理方法といたしましては、スラグ化システムのシャ

フト炉ガス化熔融方式に決定しております。

また、建設用地を取得するため、現在地権者との交渉を鋭意進めております。

今後、関係する市町と緊密に連携しながら、ごみ処理施設の建設計画が円滑に推進するよう努めてまいります。

次に3番目の、北部九州豪雨で流出した有明海漂流ごみの回収についてお答えいたします。

7月13日から14日までの梅雨前線豪雨により大量のヨシや流木が有明海に流出しましたが、この漂流ごみの回収につきましては佐賀県有明海漁業協同組合が行っております。

8月4日に実施され、漁船245隻、台船3隻により回収されたごみは、広江の大浦港に陸揚げされた後、搬出され、処分は完了しております。その陸揚げされた流木の量は、約450立方メートルでございます。ほかに、国土交通省等により約600立方メートルの漂流ごみが回収されております。

また、漂着ごみの回収につきましては、漂着した海岸の管理者で行っております。建設海岸、港湾海岸及び農地海岸に漂着したごみは県が回収を行い、現在、大浦地区に仮置きをいたしております。その量は約600立方メートルぐらいで、今年度いっぱい処分する予定と聞いております。

太良町では、漁協から回収の要望を受け、漁港内及び漁港区域の海岸に漂着したごみの回収を行い、現在、大浦地区の県の仮置き場と同じところに集積をいたしております。その量は約500立方メートルでございます。

次に4番目の、家庭用合併処理浄化槽の現在の状況と今後の普及についてお答えいたします。

家庭用合併処理浄化槽の設置につきましては、平成22年度から従来の設置補助金に5人槽で150千円、7人槽以上で200千円を上乗せしておりますが、従来、年間20基程度だった設置基数が、平成22年度で54基、23年度で60基と増加いたしております。一定の効果は上がっているものと考えておりますので、今後も普及が促進されますよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

#### ○1番（田川 浩君）

それでは、1点目のごみの減量化と3R運動の促進と現状についてですが、持続可能な資源循環型社会を構築していくためには、なるべくごみを出さないようにしていくということが重要だと思っております。

それをわかりやすく運動にしたのが、今おっしゃってもらった3R運動、ごみそのものが発生するのを抑制するリデュース、繰り返し使用するリユース、使用済みのものを再資源化するリサイクルのことだと思いますけど、ごみの減量化につきましては、本町におきましても、これまでいろいろな施策が講じられてきたものだと思っておりますが、これについては

今までどのようなものがあったのでしょうか、お願いいたします。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

具体的な施策ということですが、町で行いました分につきまして、電動生ごみ処理容器、コンポスト、EMワーカーを町内で購入された住民の方に補助金を出しておるような状況でございます。

また、エコバッグにつきましても、全世帯に配布した経過がございます。

以上です。

**○1番（田川 浩君）**

今、電動生ごみ処理機、またコンポストの補助の話が出ましたけど、これまでこれにつきましては何基ほど利用されているのでしょうか。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

電動生ごみ処理機につきましては、平成14年から補助を行っております。それで、過去10年間の補助基数を申し上げたいと思います。

平成14年から平成23年度末までにつきまして、電動生ごみ処理機80台、コンポスト32台、EMワーカー8台、合計の120台を補助している状況でございます。

以上です。

**○1番（田川 浩君）**

ここ数年の利用状況というのはいかがでしょうか。推移といいますかね、いかがでしょうか。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

最近の状況としましては、ピーク時がほとんど過ぎたような状況と考えていまして、ここ二、三年につきましてはかなり減少した状況でございます。

以上です。

**○1番（田川 浩君）**

今、ピーク時を過ぎたという答えだったんですけど、これはほぼ周知というか、告知等が行き渡って、各家庭にもう行き渡ってしまっているということではないでしょうかね。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

先ほど申しましたように、電動生ごみが平成14年から始めましたけれども、それ以前がコンポストを主体で行っておいりましたので、私たちのほうには、もう各家庭にほぼ行き渡って、生ごみ処理をしていただいているのではないかと考えております。



以上です。

○1番（田川 浩君）

本町の町民1人当たりのごみの排出量は、さっき町長のほうからもありましたように、1日1人当たり561グラムということですね。年間にしたら大体200キログラムほどになると思いますけれど、最近の1人当たりのごみの排出量の推移といたしますか、それをお教えしてもらえますでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

最近ということですので、ここ4年間ほど数量を申し上げたいと思います。

平成20年度、排出量が2,116トン、1人当たりが550グラム、平成21年度、排出量2,101トン、1人当たりが553グラム、22年度は先ほど町長が申しましたように、1人当たりが561グラムで排出量が2,029トンです。平成23年度、排出量2,029トン、ごみの1人当たりが574グラムになっております。

以上です。

○1番（田川 浩君）

ごみの排出量につきましては、微増、微減を繰り返しているような感じだと思います。現在、本町で排出されたごみは武雄市にあります杵藤地区広域市町村圏組合の最終処分場、杵藤クリーンセンターで処分が実施されていますが、その中で本町のごみが占める割合は大体どうなっているのでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

平成23年度で杵藤地区に、ごみ処理の率でお答えしたいと思います。

可燃物4.87%、不燃物1.70%、粗大ごみ1.29%となっております。太良町におきましては、人口の構成比でいきますと6.2%となっているような状況でございます。

以上です。

○1番（田川 浩君）

今、可燃物で4.87%ということでした。人口比率でいくと6.2%ですので、単純に人口割合で見れば、太良町というのは、先ほど町長の答弁にもありましたけれど、県でも最低レベルだということですので、ごみの排出量は多くはないとはもちろん言えると思います。

それで、この杵藤クリーンセンターの運営負担金の割合、これはどのように決められていますでしょうか。均等割ですとか、ごみを出す割合ですとか、いろいろあろうと思いますが、いかがでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

ごみ処理センター費負担金につきましては、ごみの搬入量の100%となっております。

以上です。

○1番（田川 浩君）

どちらにしましても、ごみの排出量で負担割合が決まるということですので、ごみの搬出量が減れば、本町としても負担割合が減ると、住民の方の負担も減るということですので、これからもごみの減量化という問題については、一層力を入れていただきたいと思っています。

それで、ごみの減量化についての住民への告知、啓蒙、そこら辺がどうなっているのかというのを問いたいところなんですけれど、今回、生ごみ処理機、コンポスト等の助成について、太良町のホームページのほうで私いろいろ検索をしてみたんですが、この情報はどこにも載っていなかったんですよ。

さっき言われたように、需要としてはかなり減ってきている事業でありますけれど、まだ予算をつけて継続してやっている事業でもありますし、一人でも多くの町民の方の目に、やはりこういう行政の情報というのが届かないといけないと思っているんですが、ホームページにも載っていないということは、せめてホームページぐらいにはこういった情報は載せてもらいたいと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

田川議員、御指摘のとおり、現在、太良町のホームページには記載しておりませんので、早急に載せるように考えたいと思っておりますので。

以上です。

○1番（田川 浩君）

ホームページといいますのは、自治体が情報公開する媒体としましては非常に即時性もありますし、コストパフォーマンスにもすぐれた媒体だと私は思っています。各課で各課の情報は更新するということでしょうし、住民にとっては行政情報があり過ぎる——過ぎるというか、ないと思っておりますので、どんどん事業等がございましたら各課で更新をしてもらいたいと思っております。

次に2点目の、佐賀県西部広域環境組合で伊万里地区に予定されている新たなごみ処理施設建設の進捗状況についてお尋ねします。

現在は武雄市においてごみ処理施設を3市4町で運営していますが、先ほど町長も説明されたように、今度はそこに伊万里市と有田町を新たに加えた4市5町で佐賀県西部広域環境組合として、平成27年稼働目標に伊万里市に新たなごみ処理施設を建設予定と聞いております。

まず、今まで3市4町という広域で取り組んでいた問題を、さらに広域にして建設すると

ということですが、これはまたどういった理由で、どういった経緯でこうなったんでしょうか、いかがでしょうか。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

現在、西部広域環境組合の組合内のごみ処理施設が伊万里市、有田、杵藤広域、3カ所にございます。現状を見ますと、それぞれの稼働が伊万里市が30年、有田町が17年、杵藤広域が23年を経過しております。今後、施設の老朽化等も進行し、各施設とも新たな施設の建設を計画する時期に来ておりました。

その一方、佐賀県が作成した佐賀県ごみ処理施設広域化計画のブロック割で現在の佐賀県西部広域環境組合の区域が示されておりましたので、県、各関係市町が協議した結果、平成19年7月に佐賀県西部広域環境組合を設立し、新たな処理施設の整備を進めているところでございます。

以上です。

**○1番（田川 浩君）**

今回の処理施設は、環境に優しい施設の建設運営を目指しておりましたけれど、新たに導入される焼却炉等についてわかっているならば、どのようなものが導入される予定なのか、わかっている範囲でお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

新しい施設につきましては、スラグ化システムのシャフト炉式ガス化熔融方式となっております。特徴としましては、廃棄物を1,700度から1,800度の高温で熔融し処理するような施設でございます。最終的にメタルとスラグを排出します。排出されたメタルとかスラグは再利用されますので、循環型社会の構築に資するシステムになっているような状況でございます。

以上です。

**○1番（田川 浩君）**

その処理施設につきまして、スラグ化システムということを導入するという事なんでしょうけど、その処理施設については、当初はごみを焼却した灰をセメント原料にする方式で計画されていたと思いますが、今おっしゃられたように高温で溶かすと、1,700度から1,800度ぐらいで熔融するスラグ化方式に変更されたと聞いております。これはどのような理由で変更されたのでしょうか、お願いします。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

議員言われますように、当初、セメント原料化というシステムで計画しておりましたが、

セメント業者の受け入れ態勢を検討した結果、今回のスラグ化システムのほうが、より安定した処理が可能のためにシステムの変更をしたような状況でございます。

以上です。

**○1番（田川 浩君）**

新しい処理場は武雄から伊万里市になるということで、ごみを運搬する距離も遠くなりま  
すし、運搬費用も高くなると思うんですね。これは町長にお聞きいたしますが、もしそう  
いう処理コストが上がった場合、例えば、ごみ袋代が高くなるですとか、我々住民、町民の  
負担がふえるといえますか、そういうことはどのように考えられていますでしょうか。

**○町長（岩島正昭君）**

確かに、平成27年度から稼働いたすわけでございますけれども、杵藤地区よりは約20分程  
度、伊万里のほうが距離的には遠くなります。運搬コストも上がるのは当然でございます。  
ごみ袋の値上げ等々も考えられますけど、当分の間は今の単価の据え置きで考えていき  
たいと。まず、ごみの減量化という中で、ごみ袋をどんどんどんどん上げててもまた不法投  
棄等々  
が起きますから、そこら付近は今の現状でできるだけいきたいというふうに思ってお  
ります。

以上です。

**○1番（田川 浩君）**

この新しい処理施設建設は、全体で180億円を超える事業と聞いております。平成27年  
の稼働に向けて、これからもまだいろいろと問題はあるでしょうけど、スムーズな運営が  
できるような取り組みを期待しております。

次に3点目の、ことしの7月の北部九州豪雨で流出した有明海の漂流ごみ、これの回収に  
ついてお聞きいたします。

先ほど町長の答弁の中で、どのくらい回収されたということが示されましたけど、回収  
するまでに漁業への影響というのはなかったのかどうかというのをお聞きしたいんです  
けど、  
いかがでしょうか。

**○建設課長（川崎義秋君）**

お答えします。

漁業への被害ということでありまして、大浦地区のほうで何日か漁に出られなかったと、  
そういうことでカニ網が張られなかったということがあったと聞いております。

それと、漁船のスクリューの損傷が約30件ほどあったというふうに聞いております。

以上です。

**○1番（田川 浩君）**

これまで県、町で回収してもらったと思うんですけど、まだ有明海の上に漂流ごみとい  
うのは残っているものなのではないでしょうか、いかがでしょうか。

**○建設課長（川崎義秋君）**

お答えします。

8月に回収を大浦地区、太良地区、行われまして、8月の下旬にクリーンアップ作戦ということで、大浦地区が8月25日、太良地区が8月27日に行われております。そのときも少量のごみがあったということを知っておりますけど、その後、ごみが漂流しているというような、また漂着があったというようなことは、ちょっと漁協のほうからも聞いておりません。以上です。

**○1番（田川 浩君）**

そしたら、今後、町としては回収の予定はないということですかね。

**○建設課長（川崎義秋君）**

お答えします。

今のところございませんけど、漁協から漂流、漂着がちょっと見られたということで町のほうに回収の依頼があれば、そのときには対応したいというふうに考えております。

**○1番（田川 浩君）**

これから有明海、ノリのシーズンへと入っていくものと思っていますので、くれぐれも漁業等への被害がないように対応を願いたいと望みます。

それで、次に4点目の家庭用合併処理浄化槽の現在の状況と今後の普及についてですが、本町の場合、下水道事業は竹崎地区の漁業集落排水、これとその他の地区においては家庭用合併浄化槽の設置ということで対応していく方針だと聞いております。

汚水処理、特に生活排水の処理につきましては、まだまだ対応ができていまして、これからできるだけ早急に家庭用合併処理浄化槽の普及が望まれるところだと思っております。現在、この家庭用合併浄化槽の設置については2つの補助が、先ほど申されておられますよね。

1つは、従来からの国、県、町による補助、もう1つは、それに上乗せする町単独の補助。例えば、7人槽でありますと、国、県、町による補助が414千円、町単独の補助が200千円となって、合わせて614千円の補助を受けることができます。町の単独の補助、上乗せ補助が開始されたのは平成22年からだと思いますけれど、その前後あたりの年の設置基数、これはどうなっているのでしょうか。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

ここ4年間の設置基数をお答えしたいと思います。

平成20年度23基、21年度22基、22年度54基、23年度60基で、23年度累計で504基の設置となっております。

以上です。

○1番（田川 浩君）

汚水処理の方法としては、本町の場合、漁業集落排水、それと合併浄化槽があると思うんですけど、この両方を合わせた汚水処理人口普及率、これは本町の場合、何パーセントぐらいになるでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

ここ4年間の汚水処理普及率をお答えします。

平成20年度25.62%です、21年度26.62、22年度29.29、23年度末で32.13になっております。

以上です。

○1番（田川 浩君）

太良町の第4次総合計画によりますと、平成31年で汚水処理普及率の目標値というのが44.5%になっています。これ100%に近い、本町の場合が100%に近い——95%ですかね、そういった普及率になるためには、いつごろになれば達成できると思いますでしょうか。どうでしょうか、ここら辺は。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

あくまでも数値的な計算でしかお答えできないと思います。それで、年間50基の設置で推移しますと、21年後の平成45年で普及率が約97.5ぐらいにはなると考えております。

以上です。

○1番（田川 浩君）

100%に近い普及率になるためには、まだまだ二十何年もかかるということでした。

そこで、町長に聞きますけれど、この町単独の補助金、上乗せ補助分ですね、これも3年が一応の期限と聞いております。これは来年で今回の期限が切れるということになりますけれど、その後の町単独の補助金の対応はどうするのかという点ですね。

それと、先ほど近年の普及の台数ですね、基数を言ってもらいましたが、やはりどうしても単独の補助が出た平成22年は、前年が22基から54基になっていると、その次の年も60基になっているということで、物すごく普及をしていると思うんですね。というところで、この単独補助金のさらなる上乗せというのは考えられないものかどうか、その件について考えをお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

今後、町の上乗せをどうするかということですが、来年で一応3年目になりますけれども、状況を見ながら検討していきたいというふうに思います。

さらに、上乗せ補助ということですが、もう既に補助を受けた人がトータ

ルで何百戸かあったわけでございますけれども、その方たちとの整合性もございますから、さらに上乘せというのは現在考えておりません。

以上です。

**○1番（田川 浩君）**

先ほども答えてもらいましたように、汚水処理人口普及率というのは、まだ本町の場合は3割程度でございます。まだ7割ほどの生活排水というのが垂れ流しの状態になっているというのが現状だと思います。家庭用合併浄化槽について、さらなる啓蒙によって早急に普及することを期待いたしまして、今回の私の一般質問を終わります。

以上です。

**○議長（末次利男君）**

暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時59分 再開

**○議長（末次利男君）**

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

3番通告者牟田君、質問を許可します。

**○7番（牟田則雄君）**

議長の許可を得ましたので、通告書に従って質問をしていきたいと思ひます。

まず1番目に、太良町財務規則についてであります。これは2番、3番の理解を深めるためにこれを確実にお聞きしたいと思ひまして、この質問をいたします。

それで一応、入札行政について質問したいと思ひて条例集を調べてみましたところが、入札ということでは審議委員会を設けることができるということだけで、あと入札について詳しい規則はこの財務規則で太良町はやっておられるようですので、これについてお尋ねしていきます。

まず1点目に、地方自治法施行令第167条とここにはしておりますが、大体規則の中には政令第167条となっていると思ひます。この第167条の5と、それから同条の4第2項について、大まかにこの内容はどうか、御説明いただきます。

**○議長（末次利男君）**

(2)まで行ってください。

**○7番（牟田則雄君）続**

167条は、通達か指示か、そこら辺の大まかな内容はどうかということになっているということをお尋ねいたします。

**○議長（末次利男君）**

(2) 番まで一括質問してください。

○7番（牟田則雄君）続

2番目に、それをもとに一般競争入札はどのような資格と手続が太良町では必要かということまでお願いします。

○町長（岩島正昭君）

牟田議員の1点目、太良町の財務規則についてお答えいたします。

1番目の、地方自治法施行令第167条の5と同条の4第2項の文言はについてでございますが、まず、167条の5では、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ要件とする資格を定めることができるとうたっております。

また、167条の4第2項では、同項に定められている6項目に該当すると認められるときは、3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができるとなっております。

2番目の、一般競争入札はどのような資格と手続が必要かについてであります。一般競争入札の参加要件としての資格は、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造、または販売の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況などであります。

また、手続といたしましては、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは公示する必要がございます。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

それでは、「一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、太良町公報に登載してこれを公示するものとする」ということを規則の中にはうたってあると思うんですが、これは大体どの広報紙で今公示されていますでしょうか。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

太良町では、今のところ一般競争入札という形ではなくて指名競争入札ということで行っておりますので、現実的に一般競争入札での資格要件等を定め、なおかつ公示をするということは現在のところいたしておりません。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

ということは、今太良町でやっているやり方、手続では、公示の必要はないということではないでしょうか。

○財政課長（大串君義君）

はい、そのとおりでございます。

○7番（牟田則雄君）

一般競争入札に――そしたら、これを聞く必要がなかごとなるんですが、「契約を締結し



ようとするときは、法令に定めのあるもののほか、その入札期日の前日から起算して5日前までに公報新聞等への掲載その他の方法によりその旨を公告しなければならない」。そしたら、これも今の答弁では省略ということでしょうか。

**○財政課長（大串君義君）**

はい、議員おっしゃるとおりでございます。

**○7番（牟田則雄君）**

そうなりますと、質問の趣旨がひょっとしたら外れるかもわかりませんが、そしたら、今の答弁を踏まえまして2番の質問に移りたいと思います。

沿岸漁業振興事業についてであります。1番目に、蓄養試験場建設事業について、昨年度、事業名称が変わったのはなぜか。2番目に、手続的には問題なかったのかということでお尋ねしたいと思います。

**○町長（岩島正昭君）**

次に、2点目の沿岸漁業振興事業についての1番目、蓄養試験場建設事業について、昨年度、事業名称が変わったのはなぜかという質問でございますが、平成23年度当初予算では、町単独補助として漁船漁業振興事業費補助金という予算科目で計上しておりましたが、年度途中で県の補助金の予算がつかまりましたので、財源の一部に県補助金が入った補助事業名に変更したということでございます。

2番目の、法手続的には問題なかったのかということでございますが、県の補正予算計上を受けて、町も補正予算にて県の補助金の受け入れと財源の組みかえを適切に行ったところでございます。

以上です。

**○7番（牟田則雄君）**

それでは、この予算を見てみますと、23年7月7日か8日かの提出でこの予算はもう既にながっていったと思うんですよ。そしたら、この事業の工事期間、いつが着工でいつが竣工か、どうなっていますか。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

平成23年9月29日から翌年24年3月31日までの工期となっております。

以上でございます。

**○7番（牟田則雄君）**

そしたら、これが9月29日着工といいますと、この発注というか、その事業主体のほうからの申し入れ、申請でこの事業は発生しているのか、町が町の事業として予算を組まれたのか、どうでしょうか。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

事業実施主体の佐賀県有明海漁業協同組合の申請に基づいて、そういうことで事業実施主体は漁協でございます。そういうことで、町としては補助金というようなことで予算の計上をいたしましたところでございます。

以上でございます。

**○7番（牟田則雄君）**

そしたら、この事業の総事業費は幾らになっていきますか。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

消費税込みの14,353千円となっております。

以上でございます。

**○7番（牟田則雄君）**

この事業で皆さん、私は直接にそこに行き会ったことがないんですが、かなりの騒ぎになっているということで当事者の説明を受けたんですが、どこがそういう騒ぎになるようなところがあったのかというのが、ちょっと今の説明その他を聞いてみますと、なかなかわからないわけですよ。

それで今回、この質問はそこら辺の町民の皆さん方のいろいろな誤解か思い込みか、そういうのが、ずっといまだにそういうことがあっているようですので、そこら辺を明確にここで説明いただいて、皆様たちの誤解なら誤解が解けるようなことをしたいと思って今回の質問をしているんです。

そしたら、今言われた14,353千円の総工費ですが、大体太良町当初予算でも補助金として10,000千円計上されておりました。そして、半ばで変更されたということですが、これは23年度の補正予算の第5号に出てきて、その前の事業名、漁船漁業振興事業費補助金という名目が沿岸漁業振興特別対策事業費補助金ということで、名称的にはこれでいいでしょうか。いいですか。

**○議長（末次利男君）**

質問ですか。

**○7番（牟田則雄君）続**

いや、うなずいていただければ結構です。

そしたら、補正は24年3月7日提示の予算書の中で、これは10,000千円の減額と10,000千円の増額補正を我々はそれを認めたわけですよ。ところが、そのときに町から10,000千円の補助ということが、県か国に補助金を出すところが変わったという説明が今なされたと思うんですよ。我々が減額補正と増額補正をしたとは10,000千円。ところが、そのお金の出方は、太良町の一般財源を約7,000千円、何万何千円かは切れていると思うんですが、県か国から

出たのが7,000千円。そしたら、あとの3,000千円はどういうことで少ないのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

再度説明をいたしたいと思います。

町の補助金につきましては10,000千円、これは変わりございません。ただ、当初予算では町が丸々、町の一般財源ですね、それで10,000千円の予算計上をいたしておりました。その後、県のほうで一生懸命頑張っていただいて、県の補助金が7,000千円つくことが採択になりました。

そういうことで、町の単独事業の名称ですね、先ほど漁船漁業振興事業費補助金というのをゼロにいたしまして、県の補助金の入った沿岸漁業振興特別対策事業費補助金という名称に変更をいたしまして、財源内訳といたしまして県補助金7,000千円、それから町の出し分、町の単独分が3,000千円、合計で10,000千円というようなことで、10,000千円を漁協のほうに補助金として交付をしたというようなことでございます。

以上です。

**○7番（牟田則雄君）**

本来は決算審査で今のとは確認するべきかと思うんですが、この事業に対してちょっと疑問があるところはすべて質問して、そして適切な答えをいただこうかと思ってやっているんですが、そしたら、14,353千円と言われたその総工費の中で、10,000千円の補助金、約6割ぐらいの補助を出す事業で、これはどうですか、単純な民間工事とみなすのか、準公共工事とみなすのか、そこら辺、執行部の考えはどうでしょうか。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

事業実施主体については一団体でございますので、公共工事には属さないというような認識を持っているところでございます。

以上です。

**○7番（牟田則雄君）**

そしたら、例えば比較してちょっと質問したいと思うんですが、我々農地の圃場整備あたりも、例えば3割負担の事業あたりも、7割補助金をもらうというときも、設計段階からもう全くわからなくて、ただ負担金払うだけで、すべて町のほうとか県のほうで入札されて、もう我々お願いした圃場整備あたりも完全な公共事業扱いでされている。大体同等ぐらいの補助金が出る事業で、町の行政でやる事業と民間のあれというとは、どこら辺で線引きというか、考え方を区切られているのか。そこら辺が町民にとってはなかなかわかりにくいところでありますので、わかりやすく説明していただきたいと思うんですが。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

まず、公共事業というのは、大きく分けて国、県、あるいは市町村、そこが事業実施主体となって実施する事業ということで理解をしているところでございます。その中で当然、市や町や県が事業実施主体となって実施する事業については受益者負担金が発生をします。それ以外については、例えば各種団体とか、土地改良区とか、そちらのほうで事業実施主体となって実施する事業もでございます。

普通、国等の補助事業につきましては、事業実施主体は市町村ですよとか、県ですよとか、あるいは各種団体でも、JAさんでも構いませんと、いろんなメニューの中でその事業の事業実施主体となれる対象等がお示しをしておりますので、その各事業によってそういう事業実施主体となれるかなれないかというようなことで御理解をしていただければと思っております。

以上です。

**○7番（牟田則雄君）**

そしたら、半分以上の補助金を出しとつても、これは完全な民間事業ということで、行政はその間に行われるようなことはすべてもうノータッチという考えでしょうか。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

補助金の支出に当たっては当然、検査等も実施をして、適正に事務処理ができていたということであれば交付をします。これはもう町に限らず、県、国も同じことだと考えております。

以上でございます。

**○7番（牟田則雄君）**

そしたら、先ほど説明いただいた財務規則を準用とか、そういうことはもう一切ないわけですかね。補助金が半分以上ある場合はその規則を準用するというような、そういう考え方。もちろん、片一方は発注が国だから、同じ補助金はもらっても全く、ちょっと言えば正規な手続は踏まなくても事業ができる。県とか町とかから出る同じ補助金額で、お互い公金を使う事業で、片一方はそういうことは一切関係ないという、そこら辺の考え方は果たして町民の人が素直にちゃんと理解できるのか。そこら辺が、半分以上の補助金はそれを準用します、順当しますとか、そういう何か考え方はお持ちじゃないでしょうか。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

補助事業でやるのか、実際行政が——行政といいますか、補助事業と事業実施主体、公共事業でやるのかということところは、その額についての線引きはないかというようなことで理解をしております。

以上です。

**○7番（牟田則雄君）**

私も完全にいろいろな、警察署でもなんでもないし、ただ、ちょっとした人たちのお話を聞くだけで、この工事が通常の公共工事であれば、事前着手とか、談合とか、そういうふうなことに多分触れるやろうということで、今の解釈のところ、皆さんがそのところを完全な公共事業と考えて、いろいろな騒ぎがどうもあっているみたいなんです。そのところをちゃんと皆さんたちに、ああ、そうじゃなかったとばいなど、払拭していただくために、そのところをきっちりちゃんと、そういう事業はそれにはかかりませんと。ところが、こういう事業ならそれにかかりますというところを、やっぱりうわさ話じゃなく、ここで、ちゃんとしたところでお互いに質問をし、答弁をしてもらうために、あえてこの問題を取り上げて質問しているんですから、そのところをきっちり、この事業はこういうことですので、条例とか法には触れませんというようなところを、はっきりとやっぱりここで言ってもらったほうが私は今後のためにもいいと思いますので、そこら辺をもう一度はっきりと両方のことを説明してください。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

事業実施主体が漁協でございますので、町の財務規則等の縛りは受けないということで御理解をしていただきたいと思います。そういうことで、事業実施主体の責任において実施をされているというように御理解を賜りたいと思います。

以上です。

**○町長（岩島正昭君）**

私のほうから牟田議員の質問にお答えいたします。

まず、何で町の公共事業じゃないかということでございますけれども、見る見てみますと、たら漁協の製氷組合、製氷会社、それから協業施設、あれは事業主体、運営は漁業協同組合であるわけですね。町が管理をすれば、営業すれば町が事業主体になりますけれども、組合で運営管理をするということで、当然申請者は漁協でございます。漁協が運営管理をすると、ただ、その施設について補助金を出すと。だから、佐賀県漁業協同組合が県に申請を出すと、町ではなくしてですね。

そういうことでございますから、公共的にはもう補助金を流すだけで、あとは入札から運営についてはもう漁協がやってくださいというふうなことです。ただ1点は、牟田議員がもろもろの、どういうふうな情報をつかんでおられるかわかりませんが、町も一応は随契じゃなくして指名競争入札ですね、入札はせにやいかんよというくぎを刺しているのは事実でございます。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、参考までにですが、今の規則の87条の1と89条の2はどういうことになっているか、ちょっと説明いただきたいと思います。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

先ほどの87条の1号ということでもいいわけですかね。この87条の1号は、「競争に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀、結託、その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき」ということでよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それともう1つ、ちょっと……（「89条の2」と呼ぶ者あり）89条の2号は、「当該入札について不正行為を行ったと認められる入札」については無効ですよというような条文でございませけれども、「入札の中止」ということと「無効入札」ということで、それぞれ条文的には分けておるということで、入札の中止と無効入札と、入札自体が無効というような違いだということ御理解いただきたいと思います。

○7番（牟田則雄君）

これはもう、公共事業においてはこれは厳格に今も適用されるということでもいいですかね。町長どうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

公共事業については、当然その内容がそういうふうな事実であれば適用するということございませ。

○7番（牟田則雄君）

それでは、3番目の浄化槽管理事業について、ここにちゃんとどれということまで指定しておりますので、町営野球場の契約手続がどうやってなされたのかということ質問したいと思うんですが、まず、これは担当課長にお伺いしますが、これは最低価格を設けられてやっておられると思うんですが、いかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

一応、牟田議員の通告にのっとり1回目は答弁させていただきます。

3点目の、浄化槽管理事業について町営野球場の契約手続についての質問にお答えいたします。

平成24年度町営野球場の浄化槽契約手続につきましては、5月11日に見積入札を実施して、藤津清掃社と5月14日付で契約を結び、町営野球場の浄化槽清掃及び維持管理業務を行っておるところでございます。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

ちなみに、これの管理業務の単価は幾らになっていますか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えします。

落札の管理料でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）管理料については18千円でございます。——あっ、全体の。（「全体です」と呼ぶ者あり）90,300円でございます。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、これが30人槽で、同じ30人槽でいきますと、民間の佐賀銀行の管理、同じ30人槽で58千円から52千円に下がっている。それから、光風荘は80人槽で、今多分100千円切っ、ここ2年か3年されていると思うんですが、それで、18リットル以下については160円と条例で太良町は多分決まって、これは動かしようがないことだと思うんですが、この最低価格を定める場合の見積りの積み上げというか、普通、建設業は建設物価とか、いろいろ請け負う側も幾らか参考になるものがあるんですが、このくみ取りのあれには、例えば業者がこのぐらいじゃなかろうかという、あれをするときの基準は大体何を基準にしてこの最低価格を設定されたのか、それをお伺いします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えします。

最低制限価格の決定の流れですけど、今回、野球場の件につきましては前年度からの実績で予算を獲得しておりまして、その80%のところ最低制限価格を設けたところでございます。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、財務規則の中では、そういうことを行う場合は予定価格を知らせて、そして最低価格はその範囲内の10分の7から10分の9の合い中で設定すると。この規則の中には、いろいろ金額その他もろもろのことがあると思うんですが、大体基本的には太良町の考え方はそういうことであるということはこの規則の中にうたってあると思うんですよ。多分、今回これに参加される業者の方たちに、そういう手続上はみんな公平に全業者に行われたのかどうか、そこのところをちょっとお尋ねします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

太良地区のし尿処理、浄化槽維持管理の許可業者につきましては3社ございまして、その3社に対して通知、そして電話等でもお願いをした経緯がございます。そういったことで、適正な入札になるよう、行政としてもそういった対応をしたところがございます。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

そのお願いするときに、項目はこれとこれと、例えば維持管理回数、月に1回以上とか、そういういろいろ積み上げの内容は皆さんに配っておられるんですから、それが幾らに見積もっているのか、それがわからないということはないはずですので、後でいいですから、幾らずつこれを積み重ねたのかいただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

**○学校教育課長（野口士郎君）**

その対応をさせていただきたいと思います。

以上です。

**○7番（牟田則雄君）**

これは単純に、見積入札とか随意契約とかそういうことでいけば、これはどれでされたということでもいいでしょうか。

**○学校教育課長（野口士郎君）**

お答えいたします。

先ほど申しあげました3業者の指名をいたしまして、入札をしたところでございます。

以上です。

**○7番（牟田則雄君）**

こういう場合は——これは町長、提案ですが、公平にみんながわかりやすくするためには、入札指名業者を、この人ならちゃんとした仕事をしてくれるだろうということで、例えば審議委員会で、その人は指名できる業者ということをちゃんと認めてやる場合は、最低価格を設けたときには、これでこの事業をやる人は参加してくださいという形で、参加した方はもうくじ引きか何かでやるという方法が一番、皆痛くもない腹を探られたりなんかするところが多分出て、いろいろ自分がとれなかった人が言いようとか、考え方で、それが一つ一つぶれて、もうあいどんが裏で何じゃいしよったじゃろうとか、そういう話ばかりになるものですから、やっぱりそういうほかの者との、自由競争でやる場合は別ですが、最低価格を設ける場合は、もうそういう形でやったほうが一番すっきりして、みんな納得できると思うんですが、町長、そこら辺はどう考えられますか。

**○町長（岩島正昭君）**

うちは最低価格の制限額は設けておりません。条例では予定価格の60%から90%というふうになっておりますけれども、うちはまだ行っておりません。今、県等が土木工事等々を行っておりますけれども、予定価格の最低限が1円でも安ければもう失格という形になります。今実態が、最低価格を聞きますと、最低価格は公表せんですけれども、予定価格は公表しますけど、もう公表しとるけん、ここに5人も6人も、だからくじ引きだそうですよ。だから、くじ運の悪か人はいっちょん回ってこんというふうな弊害もあるんですよ。

だから、私どもはできるだけ、町内は3社ですから行き渡って仕事をしてもらうためには、最低価格じゃなくして、皆さんたちも入札でということやっておりますけれども、どうし



でもある程度大きな工事、何億円という金になりますと、来年あたりからは最低価格をしかないかんじやろうなというふうに、業者の方が大きい金になりますと、ぼんぼん低価格で入れてきますからね。だから、そういうような最低価格をしようと思うとっですけれども、今の時点では、この処理場については最低価格はどうかなと思っております。

ただ、議員おっしゃるとおりに、本当は見積入札ですから見積書を提出するわけですけれども、その積み上げの根拠は確かに適用せないかんだらうと。ただ、その積み上げでも、果たして歩掛かり等があるかどうか、ちょっと担当に聞いてみないかんですけど、本当は歩掛かりがあって公正な単価で見積もりをしているかという、そういうふうなチェックは必要だと思います。

以上です。

#### ○7番（牟田則雄君）

そしたら、民間で6割ぐらいで今されておるということで、これで事業的に成り立たないという、何年か業者もやってみられて、今のところむきになってお互いに競争しようというところもなきにしもあらずと思うんですよ。それも長い間ずっとやっていって、自分たちが生活でけんようなところまでいくことは、そういうことは避けられると思いますので、そこら辺、大方大概のところがあれば、やっぱりこれも実際、それだけの値段で今民間のところは同じ業者がされているんですから、なるだけ町民のお金を有効に使うという観点からいきますと、なるだけ安いほうが。ただ、町内のほかのいろいろな仕事も、町内にちゃんと税金を納めてくれておられる業者の人たちが生活できないような入札の方法とかなんとかは、これはもう絶対避けにやいけないことだと思いますので、そこら辺のバランスもあるとは思いますが、なるだけそういうふうな使い道をお願いして、私の質問を終わります。

#### ○議長（末次利男君）

4番通告者見陣君、質問を許可します。

#### ○9番（見陣泰幸君）

議長の許可を得ましたので、産業振興について質問します。

(1) 異業種交流会の進捗状況について。1番目、第1次産業、第2次産業、第3次産業各産業からの意見として、どのような意見が出ているのか。2番目、行政としての考え方——異業種交流会についてですね、意見等は出ているのか。

(2) 第4選果場跡地利用について。1番目、購入時、各団体から要望が出たと思います。その要望について——利用についてですね、どういう意見が出ているのか、どんな要望が出ているのか。2番目、跡地利用についてはどのような考え方で進めようとしているのか、思っているのか。

(3) 道の駅太良の整備と利用状況を質問します。

(4) 観光案内所の利用状況について質問します。

以上、4点質問します。

**○町長（岩島正昭君）**

見陣議員の産業振興についての、1点目、異業種交流会の進捗状況についてお答えいたします。

1番目の、第1次産業、第2次産業、第3次産業各産業からの意見として、どのような意見が出ているのかについては、どの産業におきましても付加価値のある品物の開発や販路の確保等についての意見が出ているところでございます。

2番目の、行政としての考え方、意見等は出ているのかにつきましては、この交流会を通して6次産業化につながるような新商品の開発や販路の拡大等が図れれば、太良町経済の活性化につながるが見込まれますので、しっかり研さんを積んでいただき、成果を出していただきたいと考えているところでございます。

意見につきましては、町はオブザーバーとして参加させていただいておりますので、特に出してはおりません。

なお、現在までの進捗状況につきましては、6月に第1回の研修が行われ、8月には島根県海士町への先進地視察が実施されたところでございます。

2点目の、第4選果場跡地利用についてお答えいたします。

1番目の、各団体等から要望が出たと思うが、利用についての意見、要望は出ているのかにつきましては、共同店舗用地の確保が出ております。

2番目の、跡地利用についてはどのような考え方で進めようと思っているのかにつきましては、昨年の12月議会でも答弁をいたしましたように、6次産業化を念頭に置いた加工施設等の建設を検討しているところであります。

なお、建設は町で、管理運営は民間で行っていただくよう考えております。

3点目の、道の駅太良の整備と利用状況についてお答えいたします。

道の駅の整備につきましては、平成19年3月の道の駅登録から、花壇や駐車場、複合施設等の整備を進め、本年3月には情報発信のかなめとなる観光案内所を建設し、一応の整備は終了したものと考えております。

利用状況につきましては、たらふく館と漁師の館のレジ通過者で申し上げますと、平成23年度は約37万人の方が利用されております。

4点目の、観光案内所の利用状況についてお答えいたします。

観光案内所の利用状況につきましては、本年4月から8月まで約2,300人の方が利用されているところでございます。

以上でございます。

**○9番（見陣泰幸君）**

順を追って質問したいと思います。

異業種交流会に取り組んでからの期間はどれくらい今までたちますか。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えいたします。

異業種交流会に取り組んでからの期間ということですが、大体昨年から本格的に取り組まれておりまして、商工会のほうで昨年は6回研修会を実施され、ことしは緊急雇用の補助がありましたので、それをいただいて町のほうで商工会のほうに委託をしているところでございます。

以上です。

**○9番（見陣泰幸君）**

そして、この異業種交流会に参加というか、出席されているのは企画商工課だけなのか、ほかの課からも出席しているのか、質問します。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えします。

町のほうからは企画商工課と、それから農林水産課の新宮課長が参加されております。

以上です。

**○9番（見陣泰幸君）**

それで、今まで異業種交流会でいろんな意見が出たということですが、行政としてぜひ進めていきたいということ、あるいはぜひ率先してというか、取り組んでいただきたいという意見はどういう意見が出ましたか。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えいたします。

異業種交流会の中で、意見等なんですけど、町に対しては補助金等の町からの支援をいただきたいという要望がっております。意見としては特にあっておりませんが、そういう要望がっております。

異業種交流会の中でも一番難しいのが、委員さんの中から出ている意見では、先ほど町長が申しあげましたけれども、販路の拡大とか、それから商品価値のある品物の開発なんかが一応出ているんですが、今、販路の拡大を特に頑張っておられて、首都圏へのマーケティングということで、東京のほうで出店をされたりしていらっしゃいます。その出店の費用であるとか、それからPRですね、町としてその商品をPRしていただきたいという、そういう要望もっております。

この件につきましては、もう既に昨年も出店費用の補助とか、PRに関しましても雑誌にPRをしたり、それから、つい先日「えびすFM」というラジオ番組がございました。これは一応無料で出られるということだったので、うち手を挙げまして、うちの担当のほうと観光協会のほうでラジオに2時間、生で放送をいたしまして、いろいろPRとかをし

たところでございます。

以上です。

**○9番（見陣泰幸君）**

その意見の中で、異業種交流会の中でいろいろ出たと言われますけど、その出た意見に対して現在取り組んでいらっしゃる、異業種の中で現在取り組んでいらっしゃる事業というか、活動は何かありますか。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えいたします。

この異業種の中で取り組んでいる事業ということですがけれども、先ほども申し上げましたけれども、東京のほうで出店がっております。この出店、それからあと、特産品はどういったものがあるのか、そういうふうないろいろな研修はされております。

昨年は、バイヤーとの打ち合わせ等もされまして、自分のところの商品がどれだけ価値があるのかというのをバイヤーに見ていただいて、アドバイスをもらいながら、どうやったら販売につながっていくのかという、そういう事業を今行われているところでございます。

**○9番（見陣泰幸君）**

異業種交流会の中だけじゃなくて、今現在、太良町内の生産、加工、販売、そういう中で、販路先とかそういうことではなくて、現地で生産、加工、販売、そういうことを何か活動されている人たちというのは今おられませんか、聞いていませんか。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えします。

特にそういう情報は入って来ていませんけれども、ミカンのジュース化とか、そういうのは結構されているようでございます。

以上です。

**○9番（見陣泰幸君）**

これは農林水産課のほうかと思いますが、現在、佐賀県のほうで生産、加工、販売を考えた異業種間で連携した、名称はちょっと私もわかりませんが、農業生産拡大に関する何か事業があると思うんですけど、それについてわかっておれば詳しく教えていただければと思います。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

さが農商工連携応援基金事業というのが県のほうにございます。県のほうで農商工連携型地域中小企業応援ファンド融資事業というのを活用いたしまして、総額2,520,000千円の基金を積み立てて造成をいたしまして、このさが農商工連携応援基金の運用益により、これは中小企業の商工業者ですね、それと農林漁業者が連携して行う新商品の開発とか販路拡大の

取り組みを支援するというごさいます。農林漁業者の立場からいえば、製品の原料を安定的に供給ができるというようなことになっております。

助成の対象が新商品開発ということで、補助率が3分の2で、助成限度額が1,000千円から5,000千円の間というようなことになっております。

この採択については、センターの審査委員会というのがございまして、その審査に合格した連携をされた事業者が実施をされるということでごさいます。

具体的に、近場でどこがやっておられるのかということで御説明をいたしますと、町内のわさび苑多良岳さんですね、そちらのほうが、相手方が多分しょうゆ屋さんだったと思うんですが、このさが農商工連携応援基金を活用いたしまして、ワサビのドレッシングに次ぐ、ジュレタイプのワサビしょうゆということで、ジュレといいますのはどろどろしたやつですね、垂れないということで。その商品開発を進められておまして、商談等も結構あつておるようでごさいます。もうすぐその販売をされるというような話を伺っております。

以上でごさいます。

#### ○9番（見陣泰幸君）

今のように、県で取り組んでいる事業なんかもあるように、先ほど異業種交流会には農林水産課と企画商工課が両方参加されているということでしたので、この2つの課が連携して、やっぱり異業種交流会の中でもこういった県の事業、国の事業もあると思うんですけど、そういうともやっぱり町発信で、行政発信で、こういう取り組みをされたらどうでしょうかという意見を出してもいいんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

#### ○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

確かに議員言われるように、皆さん方に有利な補助事業、あるいは、そういう事業があつたら当然、企画商工課に限らず、役場庁内の全部の課から情報を仕入れて、そういう事業者の方には申し上げたいと思っております。

#### ○9番（見陣泰幸君）

やっぱり今言ったように、町民だけが連携するんじゃなくして、行政の中もやっぱり連携して話し合っていたいただきたいと思うんですけど、そのほかに販売方法はいろいろあると思うんですけど、どうですか、今太良町内で、やっぱり販売方法、生産なんかいろいろあると思うんですけど、町内で今そういう活動をされている種類というのですかね、例えばネット販売とか、例えば1番に言われたように販路拡大のためにそういう補助をやっていくとか、そういうところで、ほかにですね、販路拡大とは別に、生産とかそういう方面で活動されているのかは何かありますか。

#### ○企画商工課長（松本 太君）

お答えします。

ちょっと質問の意味がわからなかったんですが、もう一回よろしいでしょうか、済みません。

**○9番（見陣泰幸君）**

済みません、簡単にいきます。

販売の方法の一つとして、例えばネット販売、そういうことに対してどういう考え方をお持ちですか。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えいたします。

先ほどから話出ておりますけれども、販路の拡大ということで一番難しい問題ということなのですが、今議員言われるネット販売というのは非常に有効な手段かと思えます。町といしましても、各事業者の方にはこういうふうな販売の方法もあるということで、一応いろいろ会議の折には話もいたしておりますし、異業種交流会の中でも皆さんもう既に御存じですね。幾らかの事業者の方も、町内ではもう既にやっておられて成果を上げられているところでございます。

ただ、ネットといってもなかなか専門分野になってきますので、これから町がどういうふうにかかわっていくかということで、これに加えてフェイスブックとかいろいろございますので、そういう機会を使った販売の方法あたりのPRということで、要望があれば町あたりで研修会等を実施して、勉強していただく方法もとれたらいいなと考えております。

以上です。

**○9番（見陣泰幸君）**

今言ったようなネット販売とか、そういう部類に対して、町のほうも支援とか援助、今できるだけしていただいているとは思いますが、ポイント的には、今活動している中でこれに対してはこれだけの援助をしてもらいたいとか、こういう道具を支援していただきたいとか、そういうことがあれば行政としても、永久的にじゃなくてポイント的に援助していただければと思うんですけど、そういう考え方はどうでしょうか。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えいたします。

今、見陣議員言われた件につきましては、もう既に昨年から地域づくり事業の中で、やる気のある事業者の方がこういう事業をやりたいということで申請をいただければ、限度額はありますけれども、その中で当然、道具等も、備品等も入っています。それから、勉強に行くための視察の旅費とかいろいろ入っておりますので、補助いたしているところでございまして、今回、補正予算の中でも、ちょっと申請が昨年から比べるとかなり多かったものから、追加で補正をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（末次利男君）

質問の途中ですけれども、暫時休憩いたします。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

○9番（見陣泰幸君）

午前中に引き続き2番のほうに進みたいと思います。

選果場跡地利用についてですけど、職種に関係なく、職種はいろいろありましようけど、もしあそこを利用販売するということになった場合、加工の見える販売所、ちょっといえば作業所ですね、そういう販売所をできないものか。そして、それを体験できる販売所、そういう考えはないものか、どうでしょうか。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

今、議員言われたように、ことし5回の会議を開催いたしております。それで、どういうふうな加工場、あるいは直売所をつくるかということで話をしているんですが、その中で今、議員言われたように、加工を見ながらできるような施設、あるいはお客さんがそこに入って体験をしながら品物をつくると、そういう施設もつくったらどうだろうかという意見は確かに出ております。ただ、今の段階でまだどういうのをつくる、どういうのを加工するとか、直売所をつくるかというのがまだ見えない状況で、先ほど町長が言いましたように、建設は町がするんだと、運営は民でしてくださいというのは昨年から言っているわけなんです、一応提案型で行っておりますが、中身はまだ決まっていない状況で、どういうふうにするかというのは、まだ未定の段階でございます。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

もう話も昨年あたりからされていると思うんですけど、やっぱりそこら辺をせっかく異業種で話し合いをしているんですから、そういう業者の方たちにこっちから、例えば、お菓子、ノリ、ミカン、そういうとも加工しようと思えばできるはずなんですよ。そこら辺もやっぱり業種の方たちにこっちからおたくはどうですか、こっちからおたくはどうですかと1次産業にちょっとそこら辺ばかりにこだわらんで、どの業種にしてもいいんじゃないかと思うんですけど、そこら辺の話はずっと今からされていってほしいんですけど、どうですか。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

今、議員言われるように、たくさんの業種の方が参加をされております。この加工場、あるいは直売所関係の運営ということで会議をしてもらっているんですが、どの業種の方にも町のほうからは提案をしてくださいと。こういったものが加工できるのか、あるいは直売所をつくるに当たっては、どういう直売所をつくってほしいのかというのは再三町のほうからは申し入れを行っております。ただ、会議が煮詰まってはいるんですが、ちょっと大きくなったりし過ぎて意見がまとまらなかつたりして、今のところまだ全然進展が見られないということで、町としては各業種の方にはそういうことは十分言っておりますので。

以上です。

**○9番（見陣泰幸君）**

現在はそうでしょうけど、やっぱり今、道の駅でたらふく館、漁師の館、それぞれありますけど、やっぱりここには道の駅太良にはない全く違ったと言えればちょっとあれでしょうけど、選果場跡にはここ独特の直売所、販売所、加工場、そこら辺を考えてやっぱりつくっていただきたいなと思いますけど、どうでしょうか。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えします。

道の駅にはないような特色のある施設ということですがけれども、その件につきましてもこの建設検討委員会の中でも再三にわたって出ております。それも特に地元の産品で新鮮な野菜とか農産物関係、それから有明海でとれる魚、あるいは貝、そういうのを安く町民の方、あるいはお客さんたちに販売ができるような施設をつくりたいという話はできているところでございます。

以上です。

**○9番（見陣泰幸君）**

最終的にはまだまだ先のこと、今言っているかわからないんですけど、やっぱり最終的にはこっちで加工して道の駅のほうで販売をしていただくと。やっぱりお互いに話し合いをしながらそこら辺まで考えていただければと思うんですけど、一応そこら辺どうでしょうか。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えいたします。

今度、新しいところで建設がうまくいってできて加工品とかができた場合なんですけど、今言われたように道の駅もこれからつくろうと計画しているところの選果場跡地も両方とも町の施設ですので、それはもうお互い協力し合って販売のほうはしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

**○9番（見陣泰幸君）**

そしたら、3番のほうの道の駅太良の整備と利用状況についてですけど、前から言われて



いる防波堤に絵を描く、あの作業はいつごろから始まるのか、まだ始まってないと思うんですけど、どうですか。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えいたします。

道の駅太良の防波堤の絵画の作成についてでございますけれども、今まで4月から3回の会議を開きまして、2回が全体会議で各幼稚園、保育園、それから小・中学校、高校までの代表の先生方に寄っていただいて話し合いをいたしております。それで、一応いろいろな問題点が出てきまして、例を挙げると、大浦中のほうはちょっと距離があるものですから、大浦から来るのにはちょっと時間がかかるということですね。授業時間等もいろいろありますので難しいとか、そういう話があります。それと、幼稚園、保育園の子供たちが果たして描けるかとか、いろいろな意見が出ましたので、その辺をずっと検討をいたしまして、最終的には、あそこ200メートルぐらいあるんですけども、あれを全部一遍に描こうとするとちょっと無理が出てくるものですから、とりあえず今年度はできるだけもやっただけないかということで話をいたしまして、幼稚園、保育園関係は短く13メートルぐらいでお願いをいたしました。小学校が20メートル、中学校が24メートル、高校が10メートル、合わせて大体70メートルぐらいになるものですから、今年度はこの70メートルをとにかく描いていただくということで決定をいたしております。それで、もう既に今月の18日から多良中学校からまず下書きですけれども、まだ絵の具は塗りませんけれども、下書きに入っただけということで、10、11月ぐらいがどこも描くように準備をされているところでございます。

以上です。

**○9番（見陣泰幸君）**

絵を描くといっただけからちょっと時間がたっていると思うんですけど、やっぱり何でも小・中学校、保育園も各小・中学校、保育園で計画を、何月何日に何かをしますという計画を立てれば済むわけですよ。ですから、こういうのも何月何日にどういうふうにしますという計画を立てていただければ、その段階ですべてその計画を立てた分だけでも終わっていくんじゃないかと思うんですよ。ごろやりますとか、そういう考え方じゃなくて、やっぱり計画的にいつやると、そういうことを決めていただければと思いますけど、どうですか。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えいたします。

先ほど多良中学校だけ申し上げましたけれども、すべての幼稚園、保育園関係ですね。それから小・中学校、高校まで今もうスケジュールができ上がっております。皮切りは、先ほど言いました18日の多良中からですけれども、いふく保育園あたりは25日から入られ、大浦小学校も28日から入るということで、一応この間から各小・中学校とかにお願いをいたしま

して、日にちを決定していただいております。先ほど申し上げましたように、大浦からは非常に遠いとかそういう交通の便の関係がありましたので、町といたしましては、町のマイクロバスを用意いたしまして送迎をするように計画をしているところでございます。

一応4月から会議を始めておったんですが、ちょっと夏にかかって、夏はどうしても熱中症関係があるものですから、ちょっと危ないだろうということで、夏を避けたところで秋から入っていただくということになっております。

以上です。

**○9番（見陣泰幸君）**

わかりました。

次、展望台のことですけど、展望台は今、望遠鏡ですかね、何と呼べばよかですかね。あれが1台だと思うんですけど、昨年が37万人利用者があるということで、展望台、昨年ですかね、望遠鏡を利用した金額もある程度そこそこ使用されているようですので、今1台あるのを2台にふやせないものか、そこら辺はどう思いますか。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えいたします。

展望ひろばの双眼鏡の追加のことだと思いますけれども、あそこをちょっとごらんいただくと、余り広くないものですから、今ちょっと手前のほうに、階段から上がっていった手前のほうの右側にありますけれども、下を見ていただくと、子供たちが見えるように台をつくらせてあります。あの台があって非常に狭くなっておりますので、ちょっと移動は難しいし、それからもう1つ先のほうにつくるとしても展望所自体が非常に狭くなるようになりますので、町としては追加はちょっと考えていないところでございます。

ちなみに、双眼鏡だけの利用は、23年度で775人利用されておまして、月に平均すると64人ぐらいの利用になっております。

以上です。

**○9番（見陣泰幸君）**

展望台が狭いということであれば設置も難しいということでしょうけど、それについては仕方がないかなと思います。

それで、今、南側にある何広場ですかね、あの広場でグラウンドゴルフなんかを利用されていると思うんですけど、利用者数なんかはわかればお願いします。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えいたします。

こけら落としで町長みずから試打をされて体育協会のほうやったですかね、グラウンドゴルフ大会がございました。人数はちょっと把握をいたしておりませんが、後も今利用の希望が幾らかあっておりますので、ただ、芝が伸びたりしますので、利用されるときはそ

の辺を考えて利用していただきたいと思っております。今からふえていくんじゃないかと考えております。

以上です。

**○9番（見陣泰幸君）**

その広場の利用について、グラウンドゴルフを今されているそれだけかなと思うんですけど、後々利用者がふえるようであればという計画であそこの整備は考えてはいないですか。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えします。

道の駅のあそこはイベント広場ということで、利用については道の駅利用者の休憩所という意味合いを持っておりますので、グラウンドゴルフ関係の方が希望者がたくさんおられて施設を整備するかということになれば、それはちょっと意味が違ってきますので、その辺になれば上司と相談をしながら、どうしていくか決めていきたいと思っておりますけど、今のところはあくまで道の駅利用者の休憩所と、それからイベント等を行うときには貸し出しますけれども、そういう利用を考えております。

以上です。

**○9番（見陣泰幸君）**

先々利用者がふえれば太良町としても何かそこでグラウンドゴルフ大会なんかもやれると思うんですけど、そこら辺も考えていただければありがたいと思います。

4番のほうに行きたいと思っておりますけど、観光案内所の利用者が230人か（「2,300人」と呼ぶ者あり）2,300人、期間も短いので、あれですけど、状況としては、開設してどのような効果があらわれているのか、ちょっとお尋ねします。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えをいたします。

効果といたしましては、道の駅利用者があそこをお訪ねになりまして、特に何を一番聞かれるかということですが、太良は竹崎カニで有名ですから、カニを食べるところとか、それから旅館、あるいは太良町の観光コースということでお尋ねがあつているようでございます。効果といたしましては、交流人口がふえていくということで、ただ、道の駅だけだったらそこで買い物して終わりなんですけど、やっぱり観光案内所があるとそこに寄って、町ではこういう見どころがありますよとか聞いたら、やっぱりそこまで見に行ったりしたら滞在の時間が長くなります。また、ほかのところでの食事とか買い物とかもできるかと思っておりますので、効果は大きな効果があつているものと考えます。

以上です。

**○9番（見陣泰幸君）**

今現在、観光案内所に何名働いていらっしゃいますかね。

**○企画商工課長（松本 太君）**

今、3名いらっしゃいます。

**○9番（見陣泰幸君）**

今、3名ということですけど、3名で日ごろ観光案内所の活動とか営業あたりなんかはどういうふうにされていますか。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えします。

基本的には3人で交代しながら休みを、1人休んだらそのときは2人とかですけれども、内容的には観光事業関係のPRとか、そういうのをされております。それと、県のほうからいろいろイベントとか参加とかが参りますので、その辺の観光協会としてもそこに参加をしていただいたり、それから各観光協会の会員さんにいろいろな事業や情報等がありますので、その辺を流していただくとか、そういう活動をやっていただいております。

**○9番（見陣泰幸君）**

町内ではそういうことだと思うんですけど、今、鹿島まで上海便ですかね、前から言われていると思うんですけど、中国のほうから観光ルートに鹿島の酒蔵か、そこまで入っていると聞くんですけど、太良のほうとしてはこっちに呼び込もうという努力、何かされていますか。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えいたします。

春秋航空の便で来られている中国の観光客のことだと思いますけれども、現在、決まって鹿島のほうに来ているということではございませんで、就航記念のときには祐徳院とか、それから酒蔵通りとかのツアーのコースが組まれてたくさん来られたということでございます。

通常よく外国人を見ることがあるんですが、あれは台湾とかあっちのほうからのお客さんだそうでございます。この中国人の方が佐賀県にたくさん入っていらっしゃいますので、特に鹿島まで来たらぜひ太良にも来てほしいということで、県との話もやっているんですが、いかんせん、このツアーは旅行会社が計画をしております。募集をしているという格好で、そこに何とか話をしないといけないんですが、ただ、今現在、中国人の旅行のニーズを調査したところが、阿蘇から大分のコースが一番人気だそうです。そっちのほうに旅行に行かれて、佐賀県では最終日の1日に泊まるぐらいということです。これもまたいろいろ問題点がありまして、佐賀県に泊まる時も夕食は食堂に行かんで、コンビニで買って食べるとか、何でかというたら、メニューに中国語の表示がないということで若干不人気だったということです。佐賀県内のほうは既に動いておりまして、メニューに入れているということでございますけれども、鹿島、あるいは太良という観光のコースを入れ込むことができればいいんですけども、なかなか見るところがないというか、そういうふうでございますので、うち

としてもどうにかして食事だけでもいいからこっちに来てくれるようにできないかというのはちょっと頭を悩ませているところでございます。

それと、これとはまた別に嬉野、鹿島、太良の観光協会と肥前路南西部広域観光協議会というのをつくっておられます。この中でもどうにかして観光客の誘致ができないかということで協議をなされているところでございます。そのほかにも私たち、嬉野、あるいは鹿島の同じ観光関係の仕事をしている者同士でも情報交換をいたしまして、鹿島は泊まる場所がないものですから、鹿島で何かやるときは宿泊は太良にやってくれんですかと。それから今、嬉野がいろいろな大きな事業をされています。来月やったですかね、九州いっぱいの人を集めたフラダンスの大会をなされるということで、そのときも宿泊施設は嬉野はたくさんあるんですけれども、もし足らなかつたら太良のほうに声をかけてくださいといういろいろな売り込みもやっておりますので、料金的な問題もありますので、そういうのが話が来た場合はすぐ旅館組合のほうとも話をしながら持っていければなと考えているところです。

以上です。

#### ○9番（見陣泰幸君）

まだまだ先のことかなと思いますけど、そういう今、観光案内所に3人働いていらっしゃるということで、3人で割り振りをして活動していらっしゃると思うんですよ。ただ、業務に対してあなたはどこ、私はここという日報なんかを書いていらっしゃると思うんですけど、そこら辺もやっぱり行政で調べていらっしゃるのか。1年間は行政のほうを持つということを知ったんですけど、そこら辺はどう、管理はどのようにされているんですかね。

#### ○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

今、日報と申されましたけれども、うちのほうからは、日誌を書いてまとめたところでうちに報告をしてくださいということは言っております。ただ、ちょっと今のところまだ上がってきていませんので、早急にそういうのは出していただきたいと思います。

それから、今言われたように、仕事関係に関してもいろいろうちのほうから指導もいたしておりますので、頑張ってくださいているものと思います。

#### ○9番（見陣泰幸君）

観光案内所だけじゃないとは思いますが、今までいろいろされた中でも、やっぱりそこら辺も行政が入ることであれば行政も事務の中にも入っていただければありがたいと思います。どうでしょうか。

#### ○企画商工課長（松本 太君）

今言われましたように、観光案内所の職員さんたちにはお互いに情報交換しながら、そして的確な仕事をしていくように、うちのほうからも指導、あるいは助言をしていきたいと思っています。

以上です。

**○9番（見陣泰幸君）**

ちょっとうわさでしか聞かないんですけど、今、道の駅たらふく館のほうから入ってくるですよね。観光案内所の建物がどうも見にくいということも聞いたことがあるんですけど、そこら辺はどうでしょうか。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えします。

見にくいというのはちょっと私は感じませんが、入っていけばちょっと奥のほうではありますから、ちょっと右のほうに行かないとわかりにくいかと思えますけれども、現状でもいいんじゃないかと私は思います。

以上です。

**○9番（見陣泰幸君）**

済みません。見にくいじゃなくて、見えにくいと言おうかと思って、済みません、見えにくいです。見えにくいということを聞いたんですけど、案内所の名称はどういうことを考えられているんですかね。観光案内所の名称ですね。今現在、建物には特に何も書いてないでしょう。そこら辺はどがんですか。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えします。

名称については「観光案内所」ということで、あそこの上のほうに書いてあります。せんだってその字が見にくいということだったものですから、赤のペンキでちょっと塗りまして、少しは目立つようにしたつもりでございます。

以上です。

**○9番（見陣泰幸君）**

今までのあれをちょっと全部考えて、太良でも町長、観光大使ということを3人いらしやる中で1名考えるということはどうですか。そこら辺の考えはないですか。

**○町長（岩島正昭君）**

まず、岳の新太郎さんの銅像の折にイケメン大会をやって、優勝者が観光大使というふうなことで宣伝をしたつもりでございますけれども、なかなか今のところそこまでいってないというのが1点と、もう1つ今、見陣議員からるる観光案内所の運営等々についてお話をさせていただいているわけでございますけれども、もうぼちぼち観光案内所もひとり立ちして、あれだけ施設もつくったものだから、いつまでも行政、行政と言わんで、ある程度はひとり立ちしてもっと内外にPRをしていただきたいというふうに思っております。

これは、23年度の実績報告書も決算委員会ですらと思えますけど、太良観光客PR推進事業ということで9,994千円の補助をやっておるわけですよ。これは、ふるさと雇用再生基金

事業の中でね。だから、そういうふうなのを大いにフルに活用して、もっともっと宣伝をしていただきたいということと、もう1つは、中国人の観光PRということでございますけれども、もし来た場合は受け入れはどうするかと。まず前段ですよ。中国語の文字を書くとか、旅館の従業員の皆さんたちに中国語のまず基本の勉強をさせるとか、そこら付近がやらんことには真っすぐ受け入れしてもだめだなというふうなことです。もしそういうふうな商工会、あるいは旅館組合等々から要望があれば、そういうふうな講師を呼んで、まずはそういうふうな教育等々について勉強してもらいたいなど。ある程度それが煮詰まっていけば町の看板等々も中国語、あるいはハングル等を若干「いらっしゃい」ぐらいのハングル等も入れればよいなというふうに思っております。

以上です。

**○9番（見陣泰幸君）**

町長が言われるのはわかるんですよ。観光大使の意味もちょっと違って、私が言っているのは、ああいう観光大使じゃなくて、こちらからあっちこっち太良のPRをして回るといいますかね。こっちから動くような観光大使という意味で言っているんですよ。それもやっぱり先々今言われたように一本立ちする足がかりとしてそういうこともできないかなと、活動できないかなと思って言っているんですよ。そこら辺はどうですか。

**○町長（岩島正昭君）**

それは人口交流でお客を引き入れるためにはやっぱり宣伝も必要ですから、それはケース・バイ・ケースによってそういうふうなことをやろうとなれば、町もお手伝いして観光大使なりお願いをしてPR活動に入っていきたいというふうに思っております。

**○9番（見陣泰幸君）**

今の観光大使は町内じゃなく、県内だけじゃなく、県外まで行っていただければと思うんですけど、そういうことをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

**○議長（末次利男君）**

5番通告者下平君、質問を許可します。

**○12番（下平力人君）**

議長の許可を得ましたので、町道の進捗状況並びに安全性について質問いたします。

車利用の増加によって道路整備も着実に成果があらわれている。これも先人たちを初めとして、現在かかわっておられる皆様方のおかげであり、改めて敬意を表し、感謝申し上げますところでございます。

町道、特に山間部について、以下の3点で質問したいと思います。

1番、離合場所の設置は十分か。

2番、通行に対しての安全性はどうか。

3番、未改良箇所についての考えはどうかを質問いたします。

**○町長（岩島正昭君）**

下平議員の1点目、町道の進捗状況並びに安全性についてお答えをいたします。

1番目の離合場所の設置は十分かについてでございますが、町道の整備につきましては、補助事業や辺地対策事業等を活用し、計画的に進めているところでございます。特に山間部につきましては、辺地対策事業による拡幅工事、町の単独工事や原材料の支給による離合所の設置、カーブ箇所への拡幅など部分改良を行っておりますが、離合場所につきましては、まだ十分でない路線もあると認識をいたしております。

2番目の通行に対しての安全性はどうかについてでございますが、幅員狭小区間やカーブ区間の通行は、山間部の道路に限らず危険はあると考えます。ただ、山間部については勾配のある箇所が多く、そういった点では安全性は低いと思われまます。

3番目の未改良箇所についての考えはどうかについてでございますが、平成23年10月現在の改良済み延長は約111キロメートル、改良率は45.3%となっております。まだ改良を要する区間が多く、今後も計画的、効率的に整備を図ってまいります。なお、山間部につきましては、辺地対策による事業計画の検討を行うとともに、単独工事や原材料支給による離合箇所の設置、カーブ等の危険箇所の改善など、いわゆる1.5車線の道路整備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○12番（下平力人君）**

既存の道路について、もう大分年月もたつわけでございますけれども、3メートルぐらいの幅員で何キロというふうに走っておるわけでございます。しかしながら、正式な離合場所と申しますか、こういうのは非常に極めて少ないわけでございまして、今、離合場所として使っているのは間道と申しますかね、脇道的な作業道路でありますとか、あるいは耕作道路、あるいは林道というものを使って車の往来と、行き来をしているというふうな状況でございますから、ここら辺についてやっぱり具体的に離合場所としてどういうふうにしていくという具体策等はないのかどうか、そこら辺についてお尋ねをいたしたいと思っております。

**○建設課長（川崎義秋君）**

お答えします。

離合場所の設置につきましては、ここ数年、原材料支給を利用いたしまして、重機借り上げ、それと生コン舗装等で離合場所、あるいはカーブ箇所の改善等を行っているところであります。今、山間部につきましては辺地対策事業を2路線行っておりますが、現在の辺地対策事業が25年度で終了いたしますので、26年度以降そういった離合所の設置についても辺地対策の計画にのせられないか、その辺を検討していった離合所の設置を推進していきたいと思っております。

**○12番（下平力人君）**



今、非常に高齢化といいますかね、これが進んでおるわけですよ。それで、やっぱり行政区においては平均が80歳なんだと。そして、車の運転もされておるといふ状況でございまして、前に行くのはどうにか行けると、しかし、バックはとてできませんよというような状態の方が非常にふえてまいりました。私も、もう間もなくその1人になるんじゃないだろうかという気持ちもしますけれども、やはりそういう人たちを助けて、見捨てるということではございませんけれども、そういう人のためにこれはぜひともつくってやろうと、温情を持って、また、これは当然の義務でもございますから、それはぜひその考えを起こしていただきたいなというふうに思いますが、どうでしょうか。

**○建設課長（川崎義秋君）**

お答えします。

先ほども申し上げましたとおり、辺地等の活用ができればその計画で行っていきたくと思いますし、もし辺地等の計画にのらなくても、今までやっております原材料支給、あるいは町単独の工事によってある程度の離合所は設置していきたく思っております。

**○12番（下平力人君）**

とにかく、しつこいようでございますけれども、一日も早くこの離合場所等についてはやっただきたいというふうに思います。町長、その意気込みといいますか、これはどうでございますでしょうか。

**○町長（岩島正昭君）**

意気込みということですが、まず確かに山間部の方はアクセスはもう道路ですよ。だから、山間部の方を思えば何とかしてやりにゃいかんというのは通常の建前でございしますが、まずはどれもこれもじゃなくして、行政区間を結ぶ山間部の道路、これは優先的に用地買収ができない場合は離合箇所程度で、用地買収ができれば段階的にずっとやっていくというようなことで基本に新年度から進めていきたいというふうに思います。まず集落間を結ぶ道路、それが優先だと思えます。極力努めて計画させていただきます。

**○12番（下平力人君）**

今、町長のほうから前向きに近いような答弁をいただきましたけれども、これ実際生活をする上で絶対不可欠なものだと、私はこう思っております。ですから、今も言うように高齢化社会というのはどんどんどんどん進む中で、やっぱり山に住んでいてよかったと言われるようなことを行政のトップとしてぜひともお願いをしたいというふうに思います。

それで、次に2番に入りたいと思いますが、通行に対しての安全性はどうかということも上げておりますが、いかがでしょうか。課長、どうぞ。

**○建設課長（川崎義秋君）**

お答えします。

通行の安全性につきましては、やっぱり幅員が狭いところ、あるいはカーブあたりはどう

しても危険性が伴うと思います。平地、山間部に限らずそういったところで用地等の承諾が得られる箇所については今も改良等を行っておりますので、今後もそういった観点から改良は行っていきたいと思っております。

以上です。

#### ○12番（下平力人君）

今、非常に気候的にゲリラ的な豪雨、こういうのが時間雨量が何百というようなときもございまして、非常に突発的に水があふれてくるという状況があらこちらで、もちろん九州北部の災害もそうでございますけれども、そういうのが出てくるわけですね。ですから、既存の道路についての、これは3メートルなら3メートルで十分なんですけど、路肩の点検等についてはやっておられるのか、そこら辺もあわせてお尋ねをしたいと思っております。

#### ○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

災害等で路肩が壊れたときに災害等で対象になる分については災害復旧工事で対応をしておりますけど、やっぱり災害復旧工事につきましては1カ所の事業費が町道の場合600千円以上というような条件もございまして、それに該当しない小災害等について今までそのままにしていた箇所もございまして、そういった箇所についても今年度は特に一応点検いたしまして、ことしはもう既にそういった路肩の補強等についてちょっと今はっきりした件数は覚えておりませんが、20件に近い十数件の工事を発注しているところであります。

#### ○12番（下平力人君）

今、課長のほうから答弁いただきましたけれども、災害とかなんかで崩れたところはみんなわかるわけですね。未然に転落であるとかそういうのを防止するためには、今言われたけれども、事前の点検というのは必要なんです。これはお忙しい中ですから、これをちょくちょく行ってということも大変ではあろうけれども、人の命を救うということからすると、それは当然の役割ではないかというふうに思います。そこら辺どうですか。

#### ○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

建設課は現場にしょっちゅう出ますので、現場を通るときにその辺は注意して見ておるところでございます。また、町道の維持補修工事を発注しておりますけど、その補修工事の内容というかですね、その中でも道路パトロールということで月に何回ということをお願いしております。そのパトロールの結果につきましても毎月報告をいただいておりますので、そういった点でそういう路肩等については発見したら補修等を行っているところであります。

#### ○12番（下平力人君）

やっぱりそこら辺は、橋梁については耐震強度という調査項目がございまして正確に出てくると私は思います。ですから、そういうことが見えにくい道路が非常に築何十年と、築と

いうよりか、建設された道路が何十年という年月を重ねておるわけですから、当然傷むのは当たり前ですよ。しかし、道路の有効活用という面で考えますと、いわゆる長持ちをさせる、安全に長持ちをさせるという意味で、さっき課長のほうから答弁がございましたように、ちゃんと点検をしておりますよということでございまして、我々利用する側としても非常に安心をしたところでございます。どうか今後もその分についてはできるだけ回数を多くして安全性を保つような考え方を持っていただきたいというふうに思います。

それと、いわゆる今、各行政区で愛路日的なものを考えて年に2回、もしくは3回ぐらいの仕事をやっているわけでございまして、その作業内容というのは、路肩、のり面の草払い、あるいはのり面の堆積物の除去というようなものを行っておりますけれども、年々人口が減っていくにつれて高齢化、そしてまた体調不十分な方も出てまいりまして、非常に負荷が多いんじゃないかなというところも今後出てくるのではなかろうかと。そういうことについて仕事の範囲、そして行政区が例えば、5キロなら5キロやって、あとの何キロかが残ると、誰も管理をする人がいないという町道も見受けられるわけですよ。そういうところをどういうふうな今後の対応策を考えてやっていかれるのか、その辺もあわせてお尋ねをしたいというふうに思います。

#### ○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

今、町道の愛路日については毎年各行政区の方で行ってもらって、多いところでは年に四、五回というような回数を行ってもらっているところもございます。今のところ、愛路日で対応できないといったところについて、亀崎・波瀬ノ浦線ですかね、ああいったところについては町で毎年行っております。高齢化に伴って路肩の草なんかはできるけど、大きな樹木、そういったものはどうしてもできないというようなことは何件か話っておりますので、そういうところにつきましては、まず愛路日でできないところは、中山間があったら中山間のほうで対応してくださいと。それでもできないところについては、町のほうで確認をいたしまして実施しているところもございますので、今後そういった草払い等についても高齢化等によってできないということが話があったら、そのときには今行っております樹木の伐採、枝打ち等と同じように対応していかなければいけないんじゃないかとは思っております。ただ、今のところ草払いだけについて対応できないというふうなところは私はちょっと聞いておりません。

#### ○12番（下平力人君）

私たちも山間地に住む皆さんも一緒だと思いますけれども、自分たちの生活道路ということで積極的な気持ち、そして愛路の精神でやっておるということは間違い、疑いはございません。ただ、今、途中民家がないところであるとか、枝道といいますかね、間道といいますか、そういうところについてやっぱり残っているところ、管理はしておると、草払い

はしておるということでもありますけれども、やっぱり中には町道であって、なして払わんとかいというようなところもあるわけですよ。私たちが回っておってですね。ですから、これはどこが悪いということじゃなくて、みんなでやっぱり道路の愛路精神を共有しながらやっ  
ていこうというのがこれから大事になってくるんじゃないかというふうに思います。

それともう1つは、草というのは案外成長が早いんですね。10日もすれば本当に手入れしたのかと、刈り取ったのかというように成長が早いわけですよ。ですから、草払いで対応できるところと、また、できないところについては、今、除草剤とかなんとかございますから、そういうのをかければ、草払いをしたのに比べますと3倍も4倍も長持ちをすると。きれいにしておると。それで、草が生い茂ってきますと、皆さん方も通ってわかるように、道路の幅員というのはどこまで道路の境界なのかということもわかりにくいと。当然道路は広くても、さっき言うように有効活用に欠けてくるというようなことが出てきますから、これについてもこれから検討をしてほしいなというふうには思っております。

そこで町長、除草剤を使えばこれ幾らか経費は高くなるかもわかりませんが、何倍ももてますから、安全性には非常に、通行の安全ですね、これにはいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○町長（岩島正昭君）

確かに除草剤という方法もございますけど、この除草剤をかけた後で災害というのでも出てくるわけですよ。いわゆるミカン畑等々は特に除草剤の原因で災害は発生すると。土自体がぼろぼろになるものですね、だから、それもケース・バイ・ケースで、そこら付近の立地条件にもよりますけど、どうしてもそういうふうなカヤとかなんとか除草しにくい箇所があれば、そういうふうなことも検討していいんじゃないかというふうに思います。

それと今、路肩の云々といって議員おっしゃるとおりに、確かに路肩は、今は自然の路肩決壊じゃなくしてイノシシが山間部は特に路肩もやられておつとですよ。だから、そこら付近もきのうまでこういうふうに路肩は崩れておらんやったけれども、明るる日行ったときは路肩がやられておるというふうなこともありますから、極力パトロールは今後必要じゃないかと。ある程度の職員だけじゃなくして郵便局とかいろんな方の見張りパトロール等々で見ただいて報告をしてもらおうということと、職員にも自分たちの行政区で路面が決壊したり穴ほげたりしている場合には報告をなさいと、各行政区の職員にはそういう指示をいたしているところでございます。

#### ○12番（下平力人君）

今、町長おっしゃるようにイノシシ被害、舗装の下をやっぱりのり面じゃない、土羽のほうですね、えぐっていつ落ちるかわからんような空洞化になっているところも相当あるわけですよ。そこら辺の手当てもやはり早急にやってほしいなというふうに思います。

それで、さっき申し上げたように行政区によっては、負荷はないんだと、自分たちででき

ますよというところもありましようけれども、その山間部落の人たちにお尋ねをしてみて、もう少しその範囲を減らしていく、軽減できないかというような話も聞きましたので、これをもひとつ検討課題としながらやってほしいなと思います。課長いかがでしょうか。

**○建設課長（川崎義秋君）**

お答えします。

確かに山間部のほうで行われている愛路日については延長が大分長いということで、ただ、行政区が関係しているところは交代でされたりとか範囲を決められて今のところ行われております。行政区が1行政区のみの場合はそういった点で大分重荷にはなるとお思いますので、そういったところ今後、区長さんとかちょっと話してみたいとは思っています。

**○12番（下平力人君）**

今度、広域農道が完成しまして、真ん中の道路といいますか、走りまして非常に行き来はしやすくなったと。反面、1つ非常に気になる広域農道の箇所があるのは、あそこの今里からこっちのほうに来たところの左側、あれは何ですか。今度新しくできた道路は上のほうは何ね。開拓のほうに上る道ばってんですね。牛尾呂の下の橋のたもとから向こうのほうにおける道がございますね。あそこの左手のほう、広域農道に向かって左手のほうの出っ張ったところ、これが非常に危ないと思うんですよ。あそこはできれば何とかのり面をとってほしいなという感じがしてございましたけれども、それについてはほかにそういう要望とかなんとかございませんか。

**○建設課長（川崎義秋君）**

お答えします。

私のほうではそういった要望はちょっと聞いておりません。広域農道は一応制限速度は60キロになっておりますので、60キロで走行すればそういった危険性はないのではないかとお思うふうを考えております。

**○12番（下平力人君）**

津ノ浦から上った道路ですね。あそこの左手のほうに課長、一遍行ってみてくれませんか。非常に見通しが悪い。あそこがちょうどカーブみたいになっておるとお思うんですよ。ぜひ1回見ていただいて御検討のほうをお願いしたいというふうに思います。

それじゃ、続いて2番に入りたいと思いますが、児童・生徒のいじめ対策と認識について。2011年度の県内のいじめ認知は、公立小・中学校、特別支援学校が把握した分で55件、前年度に対して7件、14.6%増となっている。町内関係校でいじめについては発生していないと思うが、いじめ対策、予防策はどうなっているのか、お尋ねをいたします。教育長、お願いいたします。

**○教育長（陣内碩泰君）**

2点目の児童・生徒のいじめ対策と認識についての質問にお答えをいたします。

いじめが原因で児童・生徒の自殺案件が発生していることは極めて遺憾であります。子供の命を守り、このような痛ましい事案が二度と発生することのないよう、国、学校、教育委員会などの教育関係者が担うべき責務をいま一度確認するようとのコメントが7月に文部科学大臣より発表をされました。これを受けまして文部科学省より、すべての学校教育委員会関係者へ通知がなされたところであります。

いじめは決して許されないことですが、どこの学校でも、どこの子供にも起こり得るものであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが重要であります。

町内の小・中学校の現状を申し上げますと、学校では早くからいじめを許さない学校づくりとして、いじめの問題について教職員が共通理解し、意識を高める、いじめ情報キャッチシステムを整備する、教育相談体制を整備する、好ましい人間関係を築く取り組みを行うなど、各学校において実践をしているところであります。

また、いじめに対する早期発見・早期対応の取り組みとして、小・中学生に対応したアンケート調査の実施、相談しやすい場の設定、全教職員がアンテナを高くし、情報を収集する。全教職員が協議する場を持つ、家庭や地域と連携した情報収集を行うなど、早期発見に努めております。

幸いにして町内での大きないじめなどの発生の報告はありませんが、気を緩めることなく、いじめは人間として絶対に許されないという意識を一人一人の児童・生徒に徹底させる指導を学校、保護者、教育委員会が連携を図りながら実施をして、いじめのない明るい・楽しい学校づくりに向けて適切に対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○12番（下平力人君）

現行の調査方法になった6年度以降初めて増加に転じ、大津市の中学2年男子の自死を受け、いじめの社会的関心が高まる中、県教育委員会は県庁内外の関係機関と連携を強化、目に見えない潜在的ないじめが何倍もあるとの観点で、未然防止と早期発見対応を柱に対策を進めているとのことですが、取り組みの進捗状況はどうなっているのか、また今後の展開をどのように考えておられるのか、お尋ねをします。

#### ○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

いじめ問題に関しては、私たちは大変極めて高い関心を持ってこれに取り組んでいるところですが、2つの観点がまずはあろうかというふうに思っております。1つは、いじめは絶対許さない、そういう学校づくりを進めるということが1つ、それであっても、いじめはどこでも、いつでも、誰にでも起こり得るという観点に立って、いじめを許さない学校づくりを進めたにしてもなおそういう状況であるから、いじめの早期発見・早期対応に努めると、こういう2つの観点を持ってこれに取り組んでいくということでございます。

いじめ早期発見・早期対応ということに関してなんですけれども、これは日ごろからやっぱり児童・生徒の生活なり心なりをよく知ることが極めて重要であろうというふうに思っているところでありまして、そのためにはいろんなチャンネルを形成して信頼関係を築いていくということをや心がけていく必要があるかというふうに思っているところでございまして、その上でいじめを見つけるための積極的な取り組みが必要であろうというふうに思っているところでございます。その1つが情報キャッチシステムの整備であろうというふうに思うんですけれども、いじめの兆候等の危険な信号について全職員がよく理解をしておく、そうしないと見えてこないところがあるんじゃないかというふうに思っているんですね。

例えば、大津の事件で申しますと、夏休み明けに当該生徒の人相が変わったということを経験した先生がいたということなんです。人相が変わるほどの変化ということ、これは極めて重大事が起こっているということをやっぴり敏感にこれを受けとめなくちゃいけないということが1つありますね。それは、いじめの兆候ということについての理解が進んでいなければそういうものも見逃してしまうという状況があるんじゃないかと思うんです。ですから、そういうことについての理解を十分やっぴり全職員が共有することが極めて必要であろうということでありまして、そういうふうに気づいた先生がいたということは、なぜその対策として生まれてこなかったかといえ、それ共有されなかったということなんですもんね。先生が1人でそういうことを感じたんだけど、自分の1人の中に閉じ込めてしまったということなんだろうと思うんです。それをすべての先生で共有することが極めて重要ですね。そういうことであつたらもう口をついて出なくてははいけない。職員室に戻ってきたら、人相が変わっておつたよ。何とかせにやいかんということで、あるいは学年で対応するのか、あるいは生徒指導部で対応するのか、教育相談部で対応するのか、やっぱりいろいろあると思うんですけれども、とにかく共有することが極めて重要であろうというふうに思っておりますが、そういう点で町内の各学校では毎週の職員朝会というのを開きます。そこで気になる子供、気になる事象について全職員の中に出してそして討議をしております。ですから、そういうことが極めて重要であろうというふうに思うところがあります。あるいは、もう大事なことはやっぱり先生方、全職員で共有することが極めて大事ですから、必要とあらば臨時の職員会議を開く、臨時のそれに関する対策を講じるというようなことを常に迅速に対応することが必要であろうというふうなことで私たちとしてもこれは絶対起こしてはいけないというふうな認識で数年来鋭意取り組んでいるという状況でございます。

以上です。

#### ○12番（下平力人君）

答弁いただきまして、共有という言葉もございましたが、やはり話し合い、相談をしかけ

るといいでしょうか、自分だけで解決というのはなかなか難しいわけですから、ここら辺がやっぱり火災は初期消火、病気は早期発見・早期治療、いじめもそうなんですね。ですから、一日も早く発見をし、その子供のため、これは加害者、被害者問わずどっちも傷つくものだろうと私は思います。ですから、このいじめについては徹底的にやってほしいというふうに思います。

ここまでまあまあ明るみに出たといいますか、実態がつかめたというのは大津市の市長さん、これが勇気と決断で調査しますと。その大津の教育委員長さんはそうじゃなくて、自死というですか、自殺と言えはいいのかどっちかわかりませんが、それとの関係はないと思うと、即そういう記者会見等の席で言われました。あの態度を見ていて本当にはがゆい思いを一町民としてこういうことだろうかと、人の命をなくしたというのに全くそこでないと断言されたというのは、今も申し上げるように非常に残念であろうと。親、家族というのは悲しみのどん底、そして、いろんなことをあることないことを言われていきます。これは大変なことだと私は思っております。ですから、そういうのを相談を受けたならば、教育長がおっしゃるように、ほかの人にもどうだろうかとこの相談、持ちかけをしながら前向きに解決をしていかにかいかなのじゃないかなというふうに思うのでございます。そこら辺は教育長どう思われますか。

#### ○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

相談体制を整えるということはまた極めて重要ですね。児童・生徒の相談に親身に乗ってやるということがこれは極めて重要なことでありますので、全職員がそういうふうな姿勢を持つということに私たちは心がけているところであります。あるいは、なかなかそうはいつでも相談しにくいというのが、このいじめが見えにくい状況をつくり出しているんですね。ですから、例えば、保健室等に気軽に担任じゃない先生にも気軽に話ができる状況であるとか、あるいは学校には、例えば、スクールカウンセラーでありますとか、あるいはことしについてはスクールソーシャルワーカーとか、あるいは心の教室相談員とか、そういう専門家等も配置をしているところですので、そういう方々から定期的に相談日を設けていただいて、そこに相談に行けるようにしてみたり、それから、学校によっては相談箱をつくっているところもあります。ポストに入れて相談をするというような状況も、とにかく悩み事を相談しやすいような雰囲気なり体制なりをつくっていかうということも同時に合わせてやっているところでもございまして、とにかく1つの手ではだめなんですね。1つ、2つの手ではだめなんですよ。いろんな手を尽くしてやっぱり一人一人の子供と向き合うということが大事だろうというふうに思っておりますので、私たちもそういうことを共通認識をして今取り組んでいる状況でございまして。

以上です。



○12番（下平力人君）

いずれにしても、今後とも親子の話し合いを深めながら地域、あるいは学校、家庭、これが一体となった防止対策に踏み切っていくにやいかんじゃなかろうかというふうに思いますけれども、子供との対話、これは非常にいじめというのはわかりにくいんだというようなことを言われますけれども、先生方は毎日子供と向き合っているわけですから、そういう話を朝3分でもいいわけですよ。そういうことについて話をすれば必ずいじめられている、いじめているというのははっきり正確には見えないかもわかりませんが、おおよその感覚はつかめると、私はこういうふうに思っております。ぜひそういうことをいわゆる毎日の日課としてこれをやってもらわんと、やっぱりきょうの新聞にも載っておりました、いじめということで。これはどんどんどんどん広がっていく。今発見された事案になっているのは氷山の一角にしかないかもわかりません。これをいかにしてみんなの力で少なくゼロに近づけていくかというのが先生たち、また、もちろん我々一人一人の声は小さいけれども、やっぱりみんなが結束をし、大きな声にしていかんやいけないという思いできょうは質問をさせていただきました。本当にありがとうございました。

これで終わります。

○議長（末次利男君）

これで一般質問を終了いたします。

これをもって、本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時15分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 末 次 利 男

署名議員 見 陣 泰 幸

署名議員 久 保 繁 幸

署名議員 坂 口 久 信